

第3回定例会会議録

令和元年 9月 9日 (月)

開 議 午前 10時 00分

○議長 (小井土哲雄君) おはようございます。これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

――― 日程第1 一般質問 ―――

○議長 (小井土哲雄君) 日程に従いまして、これより一般通告質問を行います。

順次発言を許可します。

頁	通告番号	氏 名	件 名
107	1	古 越 雄一郎	河川の管理・保全について
			通学路の保全について
			高齢化による地域力の弱体化について
127	2	池 田 健一郎	野良猫対策について町の対応を問う
			公共交通のあり方について
142	3	池 田 る み	ワクチン再接種助成制度について
			防災対策の充実について
161	4	内 堀 喜代志	地域防災力の強化について
			町職員のしごと改革、働き方改革について

通告1番、古越雄一郎議員の質問を許可します。

古越雄一郎議員。

(4番 古越雄一郎君 登壇)

○4番 (古越雄一郎君) 通告番号1、議席番号4、古越雄一郎です。皆さん、おはようございます。

昨夜から台風10号の関係で、一晩中テレビを見ておりました。また、町にもいろんな警報が出て、職員の皆さんも動員されたようですので、大変御苦労さまでした。おかげさまで、御代田町についてはそんなに問題はなかったんですけども、静岡から関東、茨城方面、いろんな形で災害が発生しているようです。きょう新聞はないんですけども、テレビ等で随時災害状況が出てきております。特に交通関係についても大混乱が生じているということで、今朝も、朝、子供たちの顔を見にいったんですけども、本当に明るく爽やかな静かなところを元気な子供たちが笑顔で元気よく「おはようございます」という話を、言葉を聞いて、久々に御代田町ってすばらしいところだと感じました。本当に空気もきれいだし、みんな台風にしても、大雨にしても、御代田のところへ来ると消えてしまうと、よけていくと、こんな自然環境のすばらしいところはもうないと実感して、一緒にいた方とも、久々に気持ちのいい朝だなという感じを受けました。

ただ、いろんな全国各地で連日災害で困っている人がいる中で、こういうことを言って笑ってはいけないと思うんですけども、今、世の中はやっぱしそれぞれがいろんな環境の中で、苦しい自治体、まさに戦国時代の陣取り合戦、うちがよければいいんだと、いろんな政策を打ちながら地域の活性化に頑張っているのが現状じゃないかと思います。

そんな中で、御代田町におきましては、まちおこしの隊員の方が2人おみえ、また増員になったということで、我々地元で長年住んでいる者が、御代田のよさ、そういうものに麻痺していてわからない部分がありますので、そういったほかの面から見た形で、こういうところをこうすればいいんじゃないかな、こうすればいいんじゃないかなという発見が、できるだけしていただいて、やはりこの自然を生かした形で、すばらしいまちづくりをすれば、自然にいい場所ですので、それぞれのいろんなところから、ここに住もうという人たちが増えてくるんじゃないかというような感じがして、久々に気持ちのいい朝を迎えました。

ちょっと長くなりましたけれども、平成から令和と新しい時代の到来ですが、日本に限らず、世界中で、またあらゆる分野において混乱が多発しております。連日、テレビ、新聞等で悲惨なニュースを目にしたり聞いたりするたびに、その解決のできない、対応力の遅れがある、こういった問題について、本当に個人的にも不安とストレスを感じて、毎日がだんだんめいったような状態がしているのは私だけじゃ

ないかと思えます。

ここ数年来、そういったいろんな想定外の、また、記録にないような、今までにないようなことがいっぱいニュースで出たりしております。もう80年生きてきたけど、こんなことは初めてだ、こんなことはなかったということが現実に、日本全国沖縄から北海道において、日々に起きているのが実態です。

幸いにして、御代田町では、そういった大きな災害というのが、私も生れてちょっと大きいなと思ったのは、昔にあった、小さいころの7号台風、あれで屋根が飛んだ、あっちがいった問題と、それから数年前にあった大きなひょうが降って、屋根に穴があいた、その二つぐらいしかあまり記憶がないんですけども、最近も、日本各地、どこでも何が起きるかわからないというような状態で、気象情報を見ても、聞いていてちょっといらっとするんですけども、何でも言うておけばいいんじゃないかという対応したような天気予報。もう今の時期だったら雪が降らないぐらいで、何があり、これがあれでやって、もう連日やっていると。

それから、放送局によっては、天気の予報が全然違うと。民報の関係では、きょうは御代田はほとんど降らないな、NHKを見たら1日雨になっているとか、そういった情報が非常に飛んで歩いていると。そういったことが、何かオオカミ少年じゃないんですけども、またこうだというのが続くと、そういった安心感の中で実際に来たときの対応というものがなかなか難しいし、一般の町民やなんかにしても、皆さんも、御代田はそんなことないんだよというようなことが根底にあると、なかなか町も、あるいはいろんな地域も努力、防災関係で一生懸命努力しても、なかなか人が集まってくれなかったり、真剣に考えてくれなかったりという、そういった条件の中で、そういった雰囲気があること自身が、とても私は今心配しております。

今回は、大きなことはできませんけど、私がかここ数年感じている身近なできるところから対応が必要だと思われまます。

また、町民の皆さん、いろんな人方の、こういったことはどうするんだい、こうしたらやってほしい、ああやってほしいという問題もたくさん出てきております。

今回は、そういった要望とか、そういったものをしながら、自然災害、子供の安全、高齢化、この3件について質問をさせていただきます。

最初に、河川の管理と保全について、河川の氾濫がやっぱりここ3、4年前からあらゆるところで起こって増加しております。温暖化による記録づくめの異常気象

だと思っんですけれども、ゲリラ豪雨、線状降水帯、記録的短時間大雨、集中的降水雨量等々、今まで聞いたことのないような用語が新聞、ニュース等で耳にします。これは、今までこんなことがなかったということが起きていると。

それで、一応、僕なりに見てみますと、河川の氾濫の原因の多くは、やはり自然が荒れて、山からのごみ、地域のごみ、それから河川が川の水も見えないような状態で荒廃していると。そこに今回のような集中的な今までにないような雨が降って、まとまった場合に、そういったものが流れ着いて、橋にそれが木がかかったり、あるいは道路下の水路のところにとまって、そこに水がたまっただめに、そこが堤防が切れて、下の部分に影響を及ぼすと。

それから、水がたまっただものがやっぱり堤防を越えて浸水したり、そういった問題が山間地でも起きているのが実態だと思います。

御代田町をみますと、やっぱり一級河川もありますけれども、私は田んぼが塩野に大谷地というところにありますけれども、あそこは繰矢川は一級河川なのですが、あそこは塩野から馬瀬口の馬瀬口神社の下、ずっと繰矢川を見る限り、現状をみますと、川の水が見えるところというのはわずかしかなかった。草と、あるいは木が出ていて、水がほとんど流れて、見えないと。流れるところは大雨が降るとそこだけ流れますんで、それぞれの川とか砂、石、砂利がそこに集中してきて、取り入れ口のところがダム形式で水だけ入れるようになっているんですが、そこが全部埋まっているというような実態も見受けられます。

ですから、農業用水に入るところがごみで詰まって水が出ない。雨の後は水がとまっている。あるいは、流れてくるんだけど、石、砂利がいっぱい入ってくるというような弊害もかなり出ておまして、地域の住民からも、何とかあの辺を整備してもらいたいというような要望も来ております。

また、一部、前にもいろんな形で濁川とか、いろんなところでも木の株が落ちて、どうも危ないとかということで、建設課のほうにお願いをして、県のほうにお願いして対応して随時やっておりましたけれども、こういった問題について、1点質問をさせていただきたいと思います。

この一級河川の実態調査について、町としてはどのような対応といたしますか、一級河川の点検とか、そういったものはやっておられるかどうか。どういう対応をしておられるかお尋ねしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

河川は公共に利用されるものであって、洪水などによる災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に維持管理が行われなければなりません。この管理について権限を持ち、その義務を負うものが河川管理者になります。

具体的には、一級河川については国土交通大臣、二級河川については都道府県知事、準用河川については市町村長がそれぞれの河川管理者と河川法で定められております。

ただし、一級河川のうち、本流の中流から下流にかけては国土交通大臣が、中流から上流、その支流については長野県知事が――失礼しました。都道府県知事が管理することとなっております。

当町を流れる一級河川は、湯川、濁川、繰矢川の3河川があります。この3河川は信濃川水系の支流河川にあるため、長野県知事が河川管理者となっております。

河川の管理は、河道流下断面の確保、護岸や堤防などの施設の機能維持、河川区域の適正な利用などに関して、それぞれ状態の把握をし、適切な維持管理を実施することが基本とされております。

河川の異常はいつ発生するかわからず、放置した状態には治水安全上問題となるほか、利用者への影響や水防活動への支障など社会的な影響が大きくなります。そのため、河川管理者は定期的な巡視を行い、河川の状態や異常の把握に努めなければなりません。

一級河川については、佐久建設事務所内の置かれた河川巡視員が定期的に巡視を行い、また、長野県では地域の川を守る活動に一般の方が参加する河川モニターを募集し、その方々の視点から得られるさまざまな情報の収集に努めております。これらの河川巡視員や河川モニターの方々が実態を調査している状況であります。

○議長（小井土哲雄君） 古越雄一郎議員。

○4番（古越雄一郎君） 今、課長のほうから説明がありましたが、県の河川管理責任者、また、地域の管理責任モニター、こういった制度があるようですが、また、私の目から見ても、あの川を見て、実際に管理しているかどうか、見回りをしているかどうかというのが非常に疑問を感じるような、湯川にしても繰矢川にしても濁川にし

でも感じるんですけれども、課長と、金井課長から見て、そのあたり、ちょっと疑問とか不信感というのではないのでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 河川巡視員の方が見回りをいつしたかとか、そういつて、それで河川巡視員の方が巡視した結果、どういう状態だったかということについては、県等からの報告は町のほうでは来ておりませんが、我々が河川を見る限り、河川を道路から流れる限りは草が繁茂したり、土砂が堆積したりというような状況は確かに見ていることはあります。そういったことについても、住民の方や要望がございましたら、県のほうへ報告をしてしゅんせつをしていただくとか、そういったことをやっております。我々のほうにも、見たところで判断をして、県のほうへ報告をしてしゅんせつをしていただいたということも過去にはあります。

○議長（小井土哲雄君） 古越議員。

○4番（古越雄一郎君） ありがとうございます。僕らも今回聞いて、そういう制度があったりというのは、なかなか初めて知ったんです。ですから、御代田の町民にしても、そういった制度があって、こういうことをやっているという、ここはこういうところが責任あるんだということを町民の皆さんに知らしめて、何かあったときには、そっちのほうへあれすると。何でも役場だ、議員だ、誰々がという問題じゃなくて、町民の皆さんが地域で、これはこういうとこできっちりやるんだと、お前ら何してんだぐらいの強い姿勢でやらないと、やっぱし今の川の状態を見れば、昔のふるさとの歌じゃないけど、ウサギ追いしかの山ね。川できれいに、子供を公民館の事業で子供自然探検隊でもキャンプをしたりするのに、面替で宿泊をしたり、あっちで泊まったりという地域との交流を図りながら、川遊びをさせようというって、私も前に行ったが、湯川で川遊びをする場所がないんです。

河原へもおりられないような状態、そういった川の状態を放置しているというのは、今みると、これから大雨が来たときに、あれが流れてきて詰まったら、豊昇は水に、豊昇湖ができるんだとか、あるいは濁川が詰まったら八ヶ倉湖ができるんだと。あるいは、馬瀬口の柵口神社の裏は、あそこへ馬瀬口湖ができるなというような状態が起り得る可能性というのがあるわけですから、そういった問題もぜひ町のほうで、公にいろんな形で町民の皆さんに知らしめて、それぞれの皆さんからのあれで、いろんな形でいいまちづくりのために、また防災も兼ねてやっていただき

たいと思います。そんなことで、大変勉強になり、ありがとうございました。

次に、関連で、農業用水、あと生活用水、この件についてお尋ねしたいと思います。

生活用水については、それぞれの地区で、春と秋ですか、道普請等で清掃管理をやっております。今、ほとんどU字溝になりまして、非常に楽にはなったんですけども、逆に、上流の例えば繰矢川からの取り入れた用水、そういったものについては、川床が上がって、石とかそういったものが多いもんですから、あるいはごみが入ってくるもんですから、馬瀬口のあれのところ、あれ小田井とか、そういったところでも詰まって、そこがあふれ出るというような状況もかなり目立ちます。

農業用水については、それぞれの地域で川の権利権の中で、掃除もしておりますけれども、やはりいろんなごみが流れてきて、詰まったりしているという状況にもあります。

そんなことで、今、うちのほうでも災害は少ないんですけども、昔からみるとやはり雨の量が集中的に降る量が多いということで、町の設計、それぞれの生活用水、排水用水にしても、前の基準のままでやっておりますから、いろんな形でコンクリートをされたり、そういったものが流れ込んで、ちょっとした雨でも道路冠水したり、歩行するにも道路の水が飛んでくるような状態というのが最近かなり目立っております。

そういったものについても、今後前向きな形で対応していきたいと、言っていたきたいと思います。

用水については、それぞれの地域でやったりしておりますけれども、また、その辺については区長会とか町とのお話だと思いますけれども、区のいろんな問題点、そういったものについていくと思いますけれども、区長会等でこういった用水の管理、上流からの汚水、ごみの流れとか、そういったものの対応とか問題点というのは出ておりますでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 大井産業経済課長。

（産業経済課長 大井政彦君 登壇）

○産業経済課長（大井政彦君） お答えいたします。

産業経済課からは、地域の生活用水、農業用排水路の保全等についてお答えいたします。

それと、まず冒頭に区長会からという話がありましたので、各区からではそういった要望等が上がってまいれば、取り入れ口の整備等も、迅速に対応という場合もあれば、なかなか諸問題があればそういったものを解決しなければいけないと、すぐにできない部分とできる部分がありますが、応えていくという方向でいますので、また、手に負えないような案件であれば、町に御相談いただきたいと思います。

用水路にかかわる水利権者、受益者、地元区の皆さんにおかれましては、日ごろから周囲のごみ上げ、泥上げ、草刈りなど、御尽力を賜わりまして、本当にありがとうございます。

そのほかにも、千ヶ滝湯川用水等大きな用水もあります。その幹線水路については、土地改良区の所管において、関連の市町村と一緒にあって、連携を持って対応しているところでございます。

ほ場内にかかわる部分につきましては、地域の役員さん、水利委員さん、そういった方が取りまとめて、地域の皆様の常に努力している管理、点検をやっていくということで、治水が確保しているという状況でございます。

また、災害の未然防止にも不可欠な大変重要な作業であるというふうに感じておるところでございます。

今後もし引き続き御協力のほうをお願い申し上げます。

用水の全体の管理としましては、頭首工による取水機能、水門などの水量の調整機能、それと用排水路による流水機能のほか、土砂吐きなどの施設による堆砂を除去させる機能など、用水が本来所有している機能、十分に発揮できるように、日々、日々の努力をいうものが、まずちょっと不可欠になってくるものでございます。

また、頭首工などの用水取り入れ施設利用については、河川法と水利仕様規則のほか、管理規定、取水規定等を遵守する必要があるので、頭首工は受益地の用水供給を目的とするもののほか、防火用水としての利用等、地域用水としての役割も果たしながら、維持管理をしていくという必要があります。

農業用水路の河川からの取り入れ、取水口周辺の整備改修については、頭首工本体の機能確保のみならず、取水付近の堆積土砂の除去施設整備、それと河川護岸、構造物などの災害復旧などの際に、河川管理者と協議の上、河川本体の管理延長、範囲などを取り決めて整備実施していくこととなりますので、受益者の方々、地域の皆様におかれましても、個々の状況等を踏まえながら御理解いただき、今後とも

継続的な維持管理の御協力をお願いしたいと存じます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 古越議員。

○4番（古越雄一郎君） 最近、それぞれの地域のなかなか区長さんが苦勞されておられるというのは、地域もそれぞれの、また班があつたり、部落別にあつて、部落会長さん、班長さんとかいるんですが、昔と違って、この役目がやっぱり順番制のような形で、1年やればいいんだというような問題もあつたりする中で、いろんな問題点というものが上がってこないことが多いんです。

それで、うちのほうのあれもそうですが、U字溝の用水路も、畑にしても、地域にしても、やっぱり砂が流れ込んだりして、U字溝の掃除もしてないと。春、秋、道普請もやるんですけども、一応、形式的なことだけで、しっかりとした整備がしてないと。高齢化したり、いろんな形もあつて忙しいだろうけど、手抜きのあると。そういったことについては、やっぱりまた町のほうでも区長会通して、いろんな形で地域住民に対する指導ですか、そういったものをきっちりいただきたい。

それと同時に、国道沿いとか大きいところのほうは、投げ捨てるごみ、これがやはり脇の側溝に、道普請やなんかでやるんですが、堀から、いろんな缶から何から始まって、それこそもう担ぐくらい出てくると、あるわけ。見てますと、やっぱり道路から投げ捨てる、定期的に投げてるごみもかなり目立ちます。

それから、ちょっと荒れたところだと、荒れた農地というか、遊休地の場合、やっぱりごみ捨て場に化しているといったことという形で、かなりマナーとか、そういったものもいろんな形で悪化しているわけですが、そういった絡みの中で、また災害とか、あふれたり、いろんなまた弊害も出てきますので、そういったことも区長会を通して、地域とも連携をしながら、やっぱりきれいな環境づくりをしていかなくちゃいけないかなと。

それから、前にもお話ししましたけれども、道路脇の木の枝、そういったものについては町のほうでもだいぶ協力していただいて、検査したりチェックして対応していただいていますけども、こうしてまた一層そういった傾向もありますので、そういうものを踏まえる中で、ぜひ地域への指導と徹底、それから、今受けてる役が何か自分が責任を持ってやるんじゃないかと、何かもう順番が来たからやってるんだ

ということで、なかなかその辺の責任感もなかったり、統率力もなくなっていると。やっぱりリーダーシップがなかなかとれない中で、そういった中での問題も踏まえ、しておりますので、いろんな役がありますけど、そういった役割はこういうことですよと、こういうことをやってるんですよと、町民に知らしめてほしいと思います。

前も私、一般質問でして、農業委員会の皆さんに、委員の皆さんに感謝されたことは、やはり農地がやっぱりいろんな問題があって、注意をすると、余計なことするなど、生意気言うなど言われたんだけど、一般質問で農業委員会の仕事はこうですよということを指摘してもらったおかげで、今度、委員会として言えるということで改善がされてるといふこともちょっと言葉をいただきました。

いろんな役はありますが、そのあたりの役割の責任と分担、こういったことを明確にさせていただくことによって、それぞれの町民が、こういうことなんだなというのを理解していただければ、町に対する関心、それから地域の活性化の一役にもなるんじゃないかなというふうな気もいたします。

そんなことで、ぜひ河川については、町も厳しい目で見ていただいて、やっぱりきれいな川にして、すばらしい自然を守るように御協力お願いしたいと思います。

次に、質問に入りたいと思います。

これは、通学路の保全についてで、これは私の気持ちとして、教育委員会にお世話になった中で、私が一番重点的にやったことは、子供たちは宝物と。また、高齢者も宝物と。異世代交流によって、やっぱり今まで失われてきたソフト面を生かそうと。ハード面についてはかなり進んでおりますけれども、ソフト面が失われていると。

そういった問題で、通学路の保全ということで、危険な箇所が、教育委員会さんのほうにもちょっとお話ししましたが、私がいつも通るところで、フェンスがあります。川に面したフェンス。これが、横がポール状のフェンスになっておりまして、高さが6、70cmしか高さがないんです。それで、横のラインが3本しかないんです。ですから、見ると、もう子供たちがそこからのぞいて石を投げたり、のぞき込んだりしていると。それが、ちょっとしたはずみで下へ落ちたら大変な事故になるということで、ぜひこの危険箇所をもう一度チェックしていただきたい。

それから、通学路が狭く、左側が高さ1m、2mぐらいのところもあつたりして、そのところを子供たちが歩いたりして、ちょっとふざけて倒れれば、下の石垣と

かのところで大変な事故になる場合もあると。

そういったものを踏まえる中で、ぜひ危険箇所についてはもうちょっとしっかりとした対応を、そんなに、あれで危険な箇所、そういったものの万全を期して、もう一度チェックしていただいて、直していただきたいと、そういうふう感じております。

毎年、教育委員会を初め、学校のほうでもそういったことはP T Aも絡みながらやっていると思いますけれども、こういった問題について、教育委員会としてどのように検討しているか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） 最初に、古越議員をはじめまして、議員の皆様におかれましては、日ごろ児童生徒の登下校時の見守り活動に御協力いただいていることに対しまして感謝申し上げます。

御質問の件についてお答えさせていただきます。

通学路の交通安全の確保につきましては、御代田町では平成24年4月に京都府亀岡市で起きた事故を受けまして、同年8月に国土交通省佐久建設事務所、佐久警察署、町、学校及び教育委員会により通学路における緊急合同点検を実施しました。

その後、通学路の交通安全の確保に向けた推進体制を整備し、安全安心の通学路を構築していくため、平成26年3月に御代田町通学路交通安全プログラムを作成しました。このプログラムは、国土交通省、佐久建設事務所、佐久警察署、町、学校、教育委員会、それぞれが連携を図りまして、定期的に通学路における合同点検を実施することとしております。点検結果を踏まえた対策を講じ、対策実施後の効果検証を行いまして、検証結果を踏まえた改善充実を一連のサイクルとし、継続的な安全性の向上に取り組む内容となっております。

この合同点検のほか、平成30年度は通学路でブロック塀倒壊の危険がないか、緊急点検と保護者からの情報提供を依頼しまして、該当する箇所については所有者に改善のお願いをしたところでございます。

今年の5月には、滋賀県大津市で交差点に車両が突っ込む事故を受けまして、緊急で通学路の主要な交差点の安全点検を実施するなど、その時々で随時安全点検をしている状況でございます。

また、通学路以外の河川や用水路などを含めた危険箇所については、学校ではPTA校外指導部と連携し、各区の危険箇所を把握しております。

教育委員会では、把握した危険箇所をもとにして、学校長、PTAの役員、それから警察、県や町の管理者などの関係機関が集まりまして、町内の危険箇所点検を実施しております。今年度は7月18日に町内12カ所の点検を行いました。点検終了後、佐久警察署には、横断歩道の改良要望、それから佐久建設事務所には、ガードレールの設置や地下道の修繕の要望を行ったところでございます。

教育委員会としては、児童生徒が安心して通学できる通学路となるよう、毎年危険箇所の把握を行っております。

議員から御指摘のあった箇所については、早速、地下道から出たところのフェンスの状態、それから濁川のガードパイプの状況を点検しまして、その点についても危険箇所に加えた上で、該当箇所は県道であるために、佐久建設事務所、それから河川管理者などと関係機関と協議しまして、引き続き要望を行い、改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 古越議員。

○4番（古越雄一郎君） 本当にしっかりとした点検と対応をお願いしたいと思います。

次に、安全指導について徹底をということで、私も小中学校の委員とかいろんな形で長年関係して、実態はつかんでいるんですが、交通安全についても年に1回なり定期的に全員集まって、それぞれの関係の方がみえて、やっておられるのですが、なかなかちょっと見た感じが、行事的な祭りのなあれで、やればいいんだというような感じもちょっと見受けられるところがあります。

というのは、子供たちが真剣に大勢でやった場合には聞いてないんです。全員でやるときには。

それから、今、残念なことに、お父さんお母さんも忙しいということで、なかなか子供たちの通学路、まず見てるに、通学路を歩いて、子供と学校へ行ったことがない親というのはかなりいるんじゃないですか。入学式は車で来る。あとは、もう場合によっては子供も送ってくる。一緒に途中までなんて来たりとかするのはなかなかいないと思います。通学路の実態も親も知らないんじゃないかなと思います。自分の都合ですですから、かなり今、人間が小中学校、高校もそうですけれども、ほ

とんど送り迎えで走っていると。

私、ずっとあちこち見てるんですけども、先ほどの冠水の問題じゃないですが、雨の日やなんかは道路に水があふれております。そこへ、自分の子供を乗せたお母さんなりが、くわえたばこかなんかで、一人になると、その水をバッシャンバッシャンはねて、我々が歩いてるのに水を飛ばしていく親もいると。そういったのを見ると、ああ何なんだろうと。だから、もう子供たちも来るとみんな濡れながら三ツ谷とあの辺りは、こうもりを下げて濡れるの構わずというような、そういう状態がありますと。

だから、家庭における子供に対するいろんな指導、徹底、コミュニケーションのなさ、こういったものがかなり多いことは確かです。

そういった問題について、やはりもう全部、全て学校の責任、先生の責任だというような、わりふりな、学校の委員会なんか聞いてもかなり目立っております。

それについて、安全指導については、やはりちょっとこれはまた提案もあるんですが、定期的に全体でやることは、これはこれで必要だと思いますけども、また通学路別に、通学路を子供なり一緒に歩いて、こういうところはこうするんですよ。道路との分離帯の高さのところ、ここは絶対に歩いちゃいけないよと。こっちの沢のほうはいけませんよというのをマン・ツー・マンに近いような状態で話すことによって、子供たちは、この人に見られてる、この人に言われるとなるといい子になります。ああ、俺は見られているんだと思うと、小さいながらにしてコミュニケーションもとれるし、やらなくちゃというのが出てくると思います。

そういったことで、また教育委員会とも学校のいろんなまた見守り隊もありますけれども、そのあたりとも相談をしながら、その辺の対応というのを学校といろんなPTAも踏まえてやっていけたらなという感じもします。

今年は、1点は見守り隊の件で打ち合わせがありまして、3月に我々ちょっと仲間の中で話したのは、今は交差点にいても、安全な場所にいても、その安全な場所というのが日本全国見てもない飛び込んでくる。ここがこうだと。そんなのを全部金やっても金が財源が幾らあっても足りないわけです。専用の何もない地下道みたいななのをつくって、そこを通るとかしない限りは、どこにいても危ないわけです。

ですから、マン・ツー・マンの通学の中で、危険なところは危険なりの歩き方を

やっぴいかななくちやいけなないんじやないかというよな話も出ました。

それから、我々も見守り隊でいいんですけども、はい、押してやっぴ、信号機も青に押してやっぴ、はい、渡れじやなくて、自分で押させて、だから、私たちは見守り隊だけでも、見てるだけですよというのを学校の皆さんの前で、みんなそれぞれ話したんですが、見てるだけですよと、安全は自分で守りなさいと、自分で押して、青でも右と左を見たりしながら行きなさいと。通学路もただわいわい騒ぐんじやなくて、来る車、そういったところにもよく注意していかないと、今は車は飛び込んでくると、そういった問題がたくさんあるので、個々に話をすると、やはり子供たちというのはい即そういった対応をしてくれます。

逆に、こっちは、これ信号押すとかわいそうだからなと思っぴ、点滅のときに飛んだりすると、逆に子供からいけなないんだ。とまりなさい。あ、赤なのに遠回りしてあそこを突っ切った。いけなないんだとか、注意するほど、子供たちというのはい対応力があると思います。

そういった面について、ぜひ教育委員会が学校と交える中で、その辺の身近な対応をすることによっぴ、いろんなそういった災害も事故等も防げるんじやないかと思いますので、その辺について返答をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 安全指導の徹底をということで、御質問についてお答えさせていただきます。

登下校時の安全指導につきましては、小学校では1年、2年生を対象として、交通安全教育支援センター、そちらから指導に来ていただきまして、交通安全教室で路上や横断歩道における歩き方の交通指導をしております。3年生から6年生については、同じく交通安全教育支援センター、そのほか警察や交通安全協会から指導に来ていただきまして、路上における歩き方や自転車の乗り方に関する交通指導を実施しているところですよ。

さらに、南北小学校のほうでは、ボランティアの見守り隊に協力していただき、特に議員も協力してもらっているとおり、交差点における登下校時の見守りをしていただいております。このほか、民生児童委員の皆様にも、毎年5月には交差点の見守りに協力いただいております。

中学校では、交通ルールを守って登下校できるよう、日々の指導や交通安全教室を通して安全指導を行っております。特に、最近では自転車通学について、地域の方から指摘を受けたこともあり、自転車の乗り方と交通ルールについて、個別指導と自転車通学生、全体への指導を行いました。

このほか、PTA校外指導部に協力いただきまして、春と秋には登校指導を行っておるところです。

議員から指摘のありました歩道の歩き方につきましては、学校の登下校指導で再度徹底するとともに、家庭への指導という意見もいただきましたので、保護者のほうには学校だよりなどを通じまして、注意喚起をしていきたいと思っております。

それから、通学路別にマン・ツー・マンで指導できないかということで意見もいただきましたので、その点についてはまた学校側と協議してまいりたいと思っております。

また、子供たちの危ない行動を見かけたら、ぜひ地域の皆様から一言声をかけていただき、地域で子供を見守る活動が広まると非常にありがたいことだと思っております。引き続き御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 古越議員。

○4番（古越雄一郎君） ぜひそういう小さなことですが、地道な活動をお願いしたいと思っております。

私は、小学校やなんかも参観日に行き、それで終わった後、校長先生のお話が体育館であるから、皆さん集まってください。行ってみると、いるのはじいちゃん、ばあちゃん、親は少ないんです。校長先生のお話、何これというのを感じたんですが、みんな、お父さん、お母さん忙しいそうで、参観日のときも廊下でスマホをやったり、しゃべってて、最後の先生のお話になったらいなくなっちゃって、お年寄り、じいちゃん、ばあちゃんがかかなり校長先生のお話、真剣に聞いているという、お年寄りも、僕も年寄りなんですけども、やっぱり子供に対するかわいらしさ、そういうものはすごく心配な気持ちはあるというのは感じました。

うちの地域でもそういった人は増えているんですが、なかなか見守りやなんかもやりたいけれども、農家なものですから、あそこで立っているのとやっていると、ほかの人から、農家の人からみると、暇人だとか、俺ら忙しくて汗かいてるのに、あんなとこで暇なんだねとか、そういうのが言われるのが嫌だとか、そういう風

潮がかなりあることは事実です。本当に暇なんだね、あの人はいつもあそこで立っててなんて言って、そういったこともあったりするんですが、やはり心の面では、見てみたいと、子供たちとも話をしたいなど。けども、一時の中で、子供、いろんなそういったことを子供たちに不信感を持ったり、いろんなことを守りの時代があったものですから、お年寄りも人のうちの子供やなんかにまで声をかけたりとかしなくなっていると。

ところが、反面、僕もいろいろやってみると、子供たちというのは物すごくそういった面でのストレスといいますか、お年寄りなり、そういう人と話すということがないもんですから、物すごく関心があって、もううるさいくらい朝会うと、これがこうだって、ああだった、きのうお父さんがこうした、お母さんがああした、これはいけないんだよねとか、そういう話がものすごく出て、コミュニケーションがとれるわけです。

逆に、僕も年寄りで、こうだ、ああだ決めつけて、同じ立場に立って、どうだったって話をすると、非常にコミュニケーションもとれるし、いろんな情報、また、子供たちからいろんな元気をもたらえることによって、何か1日が何とか過ごせるなという気がしますので、そういった形で地域とのコミュニケーション、子供たち少なくなってますけれども、そういった場をつくったり、例えば、小学校の運動会にしても、親とかじいちゃん、ばあちゃんが一緒にできるようなことがあれば、一緒に参加することによって子供たちも一緒にやったんだというそれが思い出になり、また、私たちは見られてるんだ、あの人に見られてるんだということが、逆に悪い方面に行ったりしなくなると。やっぱし、そういった面でのソフト面での活性化について、教育委員会のほうでもいろんな形で努力、お願いしたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

では、3番目の質問に入りたいと思います。

最後に、高齢化による地域力の弱体化についてと、ちょっと抽象的なことなんですけども、これもちょっとずっとここ数年来、少子高齢化の問題を踏まえる中で気にしていることなんですけども、人口ボリュームが大きい団塊世代、1947年から49年の世代が後期高齢者、75歳になる3年後、まさに高齢化の本体が来ます。

高齢化については、人が年を重ねる結果ですので、現状からいとも簡単に3年後の予測というのはできると思います。3年後の人口の動態、3年後は高齢者が、後

期高齢者がどれだけになって、もう年齢的にも平均年齢もこうですよというような実態がかなり予測できると思いますが、そのあたりは町としてつかんでおりますでしょうか。

それと同時に、それによる税収の問題、また、税収支出、高齢化が増えることによって金が増えるのか減るのか、そういった問題を踏まえる中で、人口の動態と町の財政状況の見込みについて、わかる範囲で結構ですので、ちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、後期高齢者の3年後の人口動態と財政状況についてということでお答えをいたします。

まず、後期高齢者の3年後の人口動態についてでございますが、こちら平成27年度に実施をしました国勢調査数値をもとに、国立社会保障人口問題研究所が推計をいたしました平成30年度版の人口数、こちらを使用したところ、今年度の全人口は1万5,374人で、うち14.4%の2,211人、こちらが後期高齢者人口となっております。3年後の令和4年度、こちらを推計しますと、全人口につきましてが1万5,779人、このうち15.6%の2,461人が後期高齢者となりまして、250人、率にしますと11.3%の増が見込まれると、こういう状況でございます。

続いて、今後の財政状況ということでございます。一般会計の老人福祉費の決算額の過去3年の推移をみますと、平成28年度が3億9,769万5,000円、平成29年度、こちらが4億220万3,000円ということで、前年比1.1%増となっております。また、平成30年度が4億3,693万6,000円ということで、前年比8.6%増と増加傾向にあります。

特に、その多くを占める一般会計から介護保険事業勘定特別会計、それと後期高齢者医療の特別会計への繰出金の決算額でございますが、平成28年度が1億6,751万2,000円、平成29年度が1億7,396万4,000円で、前年度比3.4%増。平成30年度が1億7,999万1,000円で、8.6%増となっております。今後とも伸びていくことと認識をしているところでございます。

この決算数値に、単純に先ほどお示しをしました人口の伸び率11.3%を乗じ

ますと、3年後の繰出金の合計が2億1,559万5,000円、老人福祉費の合計4億8,630万9,000円と、非常に大きな金額となってしまいます。

しかし、これまで高齢者福祉、担当しております保健福祉課におきましては、高齢者の健康で生涯現役で暮らし続けられるよう、健康診査などによる疾病の早期発見、生活習慣病予防、あるいは介護予防等の事業に取り組んでいるところでございます。

町としましては、今後も継続して同様の事業実施をしまして、介護保険事業の特別会計の健全運営とともに、高齢者福祉対策事業費、事業に取り組んでまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 古越議員。

○4番（古越雄一郎君） 今、課長のほうから、一応計算上の数字で出ているようですが、私が心配しているのは、今でも後期高齢者、いろんな病を抱えたり、そういった受け入れ先、1人暮らし、2人暮らしの中でも介護関係に関するいろんな不備がまだまだ十分ではない状態だと感じております。ある程度余裕のある方は、いろんな一般の高いところでもいろんな形でなるんですが、なかなか財源のお金の少ない方、そういった方たちというのは、なかなかそういったところも入れないので、やはり町にお願いといいますか、町に頼むしかないという中で、いろんな施設にしても何か順番待ち、どうだ、あっち回れ、こっち回れというような状態になりますが、これからどんどんそういった方が増えてくると。

それで、一番心配なのは、今の高齢者、後期高齢者は、やはり昔からの生活の中で、人間力の力がかなりありますから、1人でも何でも意外としっかりとした形で頑張ってる方が多いと思います。

我々になると、高度成長の中で、あまり広い範囲で頭もない、体も使っていない、部分的に使ってるだけですから、意外とぼけるのも早いし、痴呆とかそういったものはこれからかなり出てくるはずですが、体も体力も基礎力がないから、動けない状態の人がかなり出てくるんじゃないかと思っております。

たしか、僕らから見ている、80から90の人のあの馬力とすごい、僕らついていけないぐらいですもん見ている。だから、あれは何だっていったら、やっぱちっちゃいときからそれぞれに苦労して、基礎体力ができていて、常に生涯学習、これで食っていくしかないんだっていう中でのやっぱり精神力の強さと地力を持っている

から、あんまりぼけたりとかしないみたいですけど、最近はやい人も、ちょっと忘れたりとかって言うは、若年層がかなり増えてきていますので、これからの後期高齢者予備群は、かなりそういった人たちが予測されますので、そういったものも踏まえながら、町としてもそういった財政の問題、いろんな形についての対応をお願いしていきたいと考えております。

それから次にもう1点は、地域力の弱体化ということで、ここ数年来、町の行事であります体育系の問題、運動会そういったものにつきましても、非常に高齢化により出場者も少なくなったりしていると。町もまた高齢化、あるいは少子化に備えて、種目の対応をどうしたらいいんだろうと。昔あったこういったものはなくさざるを得ないと。なぜだっていったら、あの地区には子供がいない。こっちは参加できない。それぞれの地区が参加できるためのものを工夫してやっておられるわけで、いるわけですけども、今、大きな地区でもそうなんですけども、なかなか地域の活動についても、今まで町から委託されて、地域で責任を持ってやっている道普請とか、いろんな行事にしても、勤労世代の若い人たち、要するに地域の支え手不足が進んでおります。そして、その若い人たちも仕事を持っておりますので、非常に忙しく、それになかなか参加できないと、そういった問題で、野球チーム、たった9人ですけども、大きな400戸もある部落でチームが組めない、選手がいない、組めないと、そういった問題とか、行事に対するいろんな町への協力体制についても、なかなか参加できたりとか、力になれない問題も出て、それぞれ道路も荒れたり、いろんなことができない状態がありますけれども、こういった問題について、町として、これから高齢化の中で、そういった面での負担も多くなると思いますけれども、それに対する指導とか対策というのは検討しておりますでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 発言の途中でございますけれども、先ほどの人口動態の説明について、企画財政課長より訂正を求められておりますので、これを許可します。

○企画財政課長（荻原春樹君） 大変申しわけございません。先ほど介護保険事業勘定特別会計繰出金の決算額につきまして、30年度が1億7,999万1,000円で、「8.6%増」と申しましたが、「3.5%増」の誤りでございました。大変申しわけございませんでした。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長、時間が近づいておりますので手短にお願いします。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） それではお答えいたします。

各地区のコミュニティを形成する単位であります当町の行政区につきましては、御代田町区長に関する規程、昭和52年訓令第2号、これの第1条で20区というふうに定めております。

各区は独自の住民共同体であるとともに、町と地域住民とを結び、さまざまな行政サービスを共同で担っていただいております町のパートナーとしても非常に重要な役割を果たしていただいております。この場をお借りしまして感謝を申し上げます。

しかしながら、近年は、議員おっしゃいましたとおり、社会経済状況等の変化によりまして、個人の価値観や生活スタイルが多様化し、人と人のつながりは急速に希薄化が進んでおりまして、全国的にも地域における共同活動や地区活動の低下が大きな課題となっております。

当町においても例外ではございません。定期的を開催している区長会の協議内容でも、区に加入しない世帯の増加や役員の高齢化、地域活動への不参加など、区によって多少の違いはありますけれど、それぞれ同様の課題を抱えております。

また、それぞれの区によって世帯数、年齢層、役員構成などの違いがあることから、大きい区には大きい区なりの課題があり、小さい区には小さい区なりの課題もあります。

このような状況の中、各区に共通している課題も幾つかありまして、近年の区長会では、その一つとして、区への未加入問題に取り組んでおります。例えば、転入手続の際に、町民課で配布している区への加入を勧める文章の内容を検討し、これは変更してきております。また、各区で取り組んでいる加入促進の手法についても、区長会の中で共有をしております。

区は、自分たちが住むところは自分たちで住みよくしましょうという考え方から、住民が自発的につくった組織でございます。町としましては、区の自主性を尊重し、役員構成や区独自の恒例行事を初め、区における範例や慣習に対しての口出しは極力控えるべきであると考えております。できる限り個人が行う自助、できる限り地域の人たちで助け合う共助、最近これは近助というような、近くで助けるという文言を使っている研究者もおられます。自助と共助、近助では解決できない課題については行政が担う公助という役割分担をそれぞれの立場で……。

○議長（小井土哲雄君） 答弁の途中でございますが、以上で、通告1番、古越雄一郎議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。

（午前11時01分）

（休 憩）

（午前11時13分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告2番、池田健一郎議員の質問を許可します。

池田健一郎議員。

（9番 池田健一郎君 登壇）

○9番（池田健一郎君） 通告番号2番、議席番号9番、池田健一郎です。記録破りの猛暑の夏が終わったかと思うと、ようやく朝夕が涼しく、虫たちの声もにぎやかになってきたなと思ったら、また、ミンミンゼミがガンガンガン鳴いているという大変おかしい季節模様です。

さて、8月28日の九州北部の3県を襲った集中豪雨は3名の尊い命が奪われ、被災された皆様に心より冥福をお祈り申し上げ、災害に遭われた皆さんにお見舞いを申し上げます。

昨夜以来、超大型と言われていた台風も無事関東をかすめて、どうやら今ごろは太平洋に抜けていったようで、当町はこれといった被害もなく、考えてみれば非常に住みやすい町だなと、本当に心からそんなふうに思っております。

さて、今回、私は野良猫対策と公共交通のあり方の2件について質問をさせていただきます。

初めに、この野良猫という言葉はもう公式的には使われていないようです。飼い主のいない猫というように呼ぶらしいんです。ですから、これ一般質問のあれには書いてありますけれども、飼い主のいない猫の対策というふうに解釈していただきたいと思います。

過日、知人たちとこの飼い主のいない猫の話になったときに、今、野良猫なんているのというような返事と、いや、うちの周りにはいっぱいいるよと、餌をやっている人がおるでなというような話がありましたので、この実態についていろいろ調べて対策をしていってもらわなきゃいかんなど、こんなふうなことを考え、今回、こ

のテーマを取り上げました。

自宅の、私はどちらかというと、動物愛護の立場でこういった問題を取り上げていきたいと思っております。

自宅の周りには2、3匹の猫がうろうろしてます。植木の茂みや畑に所構わずふん尿をしている程度で、さしたる被害はないんですけれども、こういったものは放置する問題、される問題ではないなと思っております。こんな取り上げられたことのない事案に担当課でも戸惑っておられると思いますが、町内の飼い主のいない猫の状態について、実態が把握できていたらお話をお聞かせください。

○議長（小井土哲雄君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） それではお答えいたします。

まず、町内の飼い主のいない猫の実態でございますけども、現状、把握できている状況にはございません。

理由といたしましては、まず、外に出ている猫ですけども、その猫が一体飼い猫なのか、それとも本当に飼い主のいない猫なのか、見ただけではなかなか判別ができないということでございます。

また、猫というものは1カ所にとどまっていることはございませんので、もしそこに今猫がいたとしても、それが果たしてその当たる猫なのか、それとも別の猫なのか、なかなか見分けが難しいということが現状でございます。

御代田町内におきまして、全体像、なかなか把握するのはできていないのが以上の理由でございます。

一方でありますけども、一部ではあります、飼い猫につきましては、昨年度3件の相談が寄せられております。これらの件につきましては、保健所等とも飼い主に対しまして指導を行ってまいりました。

また、本年度につきましても2件相談が寄せられておることから、こちらも現状とともに、飼い主に対しまして対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○9番（池田健一郎君） 今、答弁いただきましたように、当町に限らず、恐らく多くの団体、自治体等が、こういった飼い主のいない猫の対応をきちんととっていらっし

やるどころってないと思うんです。飼い主のいない猫が、飼い主のない猫と飼い猫との区別が非常につけにくくて、現在、耳にチップを入れたり、いろんなことを対応しながらやっているとところもあるようですけれども、まだまだ御代田町ではどういようなことがやられておらないというのが現状だと思っております。

また、猫を我々は今、1匹2匹と呼んでますけれども、公式の文書を見ますと頭と書いて、頭なんです。ですから、今後、これ1匹2匹じゃなくて頭で発言、表現しますけれども、そのように承知おきいただきたいと思います。

地球生物会議のALIVEの28年度の全国動物行政アンケートでは、地球生物会議——ごめんなさい。動物行政を所管する113の自治体、これは都道府県だとか政令都市、あるいは保健所を設置する都市を対象に調査した結果、25年度の数字としては殺処分、猫犬の殺処分が13万6,000頭もあるようです、全国で。このうちに猫が何と10万6,600頭という、非常にこれでいくと約8割近くを占めているのが猫なんだそうです。こうして、猫が非常に悲しい状況に置かれているということが事実であります。

また、13自治のうち、猫の推定数を把握しているというふうなアンケートに記載されたところは、東京都、大阪市、金沢市、下関市の4自治体だけだそうです。ほかのところでは、今、町民課長から説明があったように、正確な頭数の把握がなされていないというのが現実のようです。

4年ほど前に、訂正動物愛護法の施行によって、この殺処分、これがだいぶ様変わりをしてきたようです。

佐久の保健所の管内で24年度までは390頭近いそのものが殺処分を依頼されていたようですけれども、25年からは173頭と半分近く減っているということで、これは一つには地域猫活動というボランティアのような組織を立ち上げて、協力隊を求める等をして、正確な地域情報を得ようとする自治体が出ているからではないかと、こんなふうに推定されております。

これは、給餌をして、猫を慣れさせて、捕獲檻、網です。これなどで捕獲して、不妊、去勢手術を施して、もとの場所に戻すか、あるいは保健所の御厄介になるか、このような形をとっておられるようです。

当町においても、猫の捕獲檻、これの貸し出しなどについてどのように考えておられるかお聞きします。

また、野良猫対策で――失礼。飼い主のない猫対策で不妊、去勢手術に対して助成制度を設けている自治体があるようです。近くには千曲市、それから佐久市などが実施をしており、佐久市では平成24年から助成金交付要綱で猫の繁殖制限を図っているということのようです。不妊手術については1回5,000円ほどの補助をするものだそうです。

千曲市は、以前からやっておるようですけれども、税金を使うということに市民の皆さんの批判があったりして、この費用をクラウドファンディングで集めているというのも実情のようです。

こうして、当町においても、こうした助成事業の整備をしたらよいと思うが、この2点について、どのようなお考えを持っておるのかお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、檻の貸し出しや補助についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、捕獲檻につきましては、目標としております猫がかかるとは必ずしも言えない状況にあります。また、キツネ、それからタヌキ、それから飼い猫、そういったものも捕獲される可能性があります。そういったことから、現状、檻の貸し出しについてはちょっと現実的ではないのかなというふうに考えておるところでございます。

また、不妊、去勢手術への助成でございます。長野県内では7市町村と四つの動物愛護会が行っているにとどまっております。

先ほど池田議員おっしゃられたとおり、近隣では佐久市が実施しております。本年度からは小諸市が準備しているということもお聞きしております。

したがいまして、補助につきましては、今後、佐久市や小諸市などの事業効果等も見極めた上で、また、広域における事業の必要性など調査研究をしてみたいと考えております。

ちなみに、環境省の資料でございます。先ほど池田議員おっしゃられたとおり、殺処分の数でございますけれども、平成25年、猫の殺処分10万頭余りとおっしゃられましたが、平成29年度には3万頭を超えるぐらいに減少していることを申し添えておきます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○9番（池田健一郎君） 今、説明いただいたように、なかなか檻でつかまえてというのは難しい。しかし、各所でこれの不妊、それから去勢手術を実際に公費、あるいはクラウドファンディングなどの費用で実施しているところはちょこちょこ出てきておるようですので、御代田町においてもこういった点を考えていていただきたいな、こう思います。

それから、家猫じゃなくて、飼い猫以外の猫の対策として欠かせないのが野生化している猫に餌やりをすることで、かわいい、かわいそう、こういった考えで給餌をされた猫たちは野生で繁殖してどんどん増加していきます。猫は生後半年で生殖能力が上がるそうです。多いものでは年に3回も出産するようです。この計算でいったら大変な数字が発生してくるというようなことで、この不適切な給餌をやめてもらうために条例などで規制している団体があるようです。京都、和歌山、それから枚方市だとか、しかし、これらは何やらいろいろ問題があるようですが、当町ではこのような策についてどのようにお考えですか。

○議長（小井土哲雄君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） 餌やり等の行為や処罰規制でございますけども、平成27年に京都市において、野良猫、いわゆる飼い主のいない猫に餌を与えることを禁止する条例が話題となりました。この条例には、不適切な給餌の禁止等といたしまして、市民等は所有者等のいない動物に対して給餌を行うときは適切な方法により行うこととし、周辺の住民の生活環境に悪影響を及ぼすような給餌を行ってはならないと規定をされておりますが、なかなか市民には浸透されず、混乱を招いたと報道がされております。

いわゆる飼い主のいない猫につきましては、動物愛護及び管理に関する法律の対象の動物であり、餌を与える行為自体は違法ではないとされておりますが、一方で無条件な餌やりを推奨するわけでもないともされております。法的な位置付けがなかなか厳しい中、罰則等での規制は現実的には難しいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○9番（池田健一郎君） 全国の事例からしても、条例で罰則規定をするということは非

常に大変のようです。したがって、違った手を打つべきではないかと思えます。

猫はいにしえより日常生活の中に溶け込んだ一番身近な動物です。時には自分の布団の中にもぐらせたり、抱っこして湯たんぽがわりに使ったり、こんなようなことを私もしたことが、覚えがあります。

しかし、野生猫の寿命は非常に短くて、3年から4年ぐらいだそうです。一般的な猫から比べたら半分以下なんてもんじゃないです。こうした状況を考えても、短命過ぎるかわいそうな猫を減らしていくことは、減らしていかなければいけないことではないかと、こんなふうを考えて、不妊、去勢手術をするようにして、新たな子猫を生まないようにすることが最も効果的な手段ではないかと言われております。

条例や罰則でさまざまな問題が発生すると説明ありましたが、そこでまず、そこまでしなくとも、飼い主のいない猫が起こす多くの問題、例えば発情期の鳴き声やふん尿などの被害だけでなく、猫自身が寒さ、暑さ、病気、あるいは伝染病、交通事故などによって猫自身が生存を脅かされる自体などが多々あります。こうした飼い猫でない猫たちが受ける過酷なストレスを、町民の皆さんとみんなで回避してやるような努力をし、これには町のほうから回覧板だとか、広報などを使って啓蒙活動をしてもらう必要があるのではないかと思っておりますが、課長、その辺どうでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） 現在、国が推奨しておりますことにつきましては、地域住民と行政、ボランティアが一体となりまして、飼い主のいない猫を管理し、猫のトラブルをゼロにする活動が行われております。地域猫活動というそうでございますが、実は、当町のある地域でも、この地域猫の活動を行うため、保健所を中心に地区の皆さんにアンケートをとった経過があると聞いております。しかしながら、地区の合意形成には至らなかったと聞いております。

まず、行政ができることといたしましては、飼い猫を敷地外に出さないなど、飼い主の皆さんに広報等啓発していきまして、結果としまして飼い主のいない猫が少なくなっていくよう、保健所とも連携をとって努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○9番（池田健一郎君） 答弁いただきましたように、まずは飼い主のいない猫をできる

だけ少なくしていくという対策をこれからも考え、できる限りのことをやっていただきたい、このように考えます。

終わりに、私の近所のお宅では、今年猫が、飼い猫です。猫が22歳になるお宅があります。3、4年しか生きられない猫に比べたら、これ大変なことなんです。いかにこの野生の猫の寿命が短く、かわいそうな環境にあるかということをおもひながら考えて、こういった対策に何とかいい方向に持っていくようにしていただければと、こんなふうに思います。

これで、いわゆる猫の件については終わりにします。

次に、公共交通のあり方について質問します。

昨年3月の定例会で、しなの鉄道について、利便性の向上についての質問をいたしました。このときには、駅北駐車場について、保健福祉課の移転により、空きスペースができるので、相当数の月極駐車場が利用してもらえないかというような答弁がありましたが、保健福祉課の移転によってどのような状況に現在変化しているのかお聞きいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、御代田駅周辺の町営駐車場についてお答えをいたします。

今、ただいま池田議員よりもございましたが、昨年3月の議会で御質問をいただいているところでございます。

まず初めに、月極の専用駐車場として利用をいただいております駅西駐車場につきましては、現在、駐車可能台数25台に對しまして20台の御利用をいただいております。あと5台の利用が可能な状況となっております。

また、駅北駐車場についてですけれども、こちらは一般の駐車場として利用いただけるほか、月極駐車場としても利用可能となっております。駐車可能台数につきましては135台となっておりますが、現在、42台が月極駐車場として御利用いただいているところであります。

駅北駐車場につきましては、昨年度途中まで保健福祉課の職員が職員駐車場として使用していたため、利用可能台数は当時と比較しまして20数台分増加となっているような状況がございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○9番（池田健一郎君） そうしますと、私が質問したときには、駅の前、駅周辺です。

ロータリーだとか、あるいは龍神公園、こういったところに駐車されてしなの鉄道を利用されるお客さんがいらっしゃるけれども、そういったところも改善できるよというようにお聞きしていたつもりです。

駅北がそんなに利用が、利用頻度が上がってないみたいですし、また、皆さん御存じのように、駅の周辺のロータリーです。これも1日、場合によったら1日停められている車があります。また、龍神公園の駐車場も、季節によってはほとんど朝から満車状態のあれが続いておりますので、どうなんですか、これは長時間駐車禁止について、利用者にこの町の考え、意図、これが伝わっていないんじゃないかというような気がするんですが、この点について、改善、何か皆さんに知っていただくための改善とか、何か手法をとれないのか、この点についてお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

龍神公園駐車場、あるいは駅前のロータリーのところの駐車の問題ということでございますが、以前はちょっと駅の委託しているシルバー人材センターのほうにも協力をしていただきまして、駅のロータリーのところについては駐車はできるだけしないようなことで、張り紙等をさせていただいたりというようなことでお願いをしてきておりましたが、現在、ちょっとそういったことができていないようなことがあろうかと思えます。

それと、龍神公園の駐車場につきましても、公園を利用される方の専用の駐車場としてつくらせていただいているところがございますので、そこら辺を十分踏まえた上で、今後、広報等しっかりさせていただくようなことで考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○9番（池田健一郎君） 本来の目的外の使用になるわけですが、駅前のロータリーを1日個人で占有するというのは。それから、龍神公園の駐車場も同じようなことなんです。

したがって、これをきちんとその本来、町ではこういうふうにして、ここにこ

ういう物を、施設をつくったんだよということを利用する方々に正しく伝える皆さん義務があると思うんです。

したがって、そういった方法で簡単にちょこちょこっと済ますのではなくて、違法っていいのかな、意に反した駐車をされる方々に何らかの方法をとって、あの辺のところを改善していかないといけないなど、こんなふうに考えます。その点についてはよろしくお願いします。

次に、バス路線について伺います。――その前、やんなきゃいけなかった。

しなの鉄道の利便性向上について、もう一つ、今のしなの鉄道の利用するに当たって、車椅子、それから視力の弱い、目の不自由な方々が、全くこれうまく利用できない。残念なことに、車椅子の方は介助なしでは汽車に乗れません。それから、目の不自由な方々が、例えば駅舎からは点字ブロックがあるから、それをたどっていけば列車にたどりつくというふうなことはわかりますけれども、駅に行くまで、皆さんも御存じだと思います。駅前のロータリーから中の、それから大蔵屋さんの前のところのバス停とか、こういったところは全く点字ブロックなどの標示もありません。そして、かなり段差があり、傾斜があり、非常にこういった弱者の利用にはちょっと配慮を欠いた駅だというふうに感じております。

改善していかなきゃいけない点が多々あるんじゃないかと思えますけれども、町長が先ほどの選挙の公約に、行動指針の中に、駅前開発というお話がありました。町長の考えておられる計画の中に、こういったホームのエレベーターの設置だとか、駅周辺のバリアフリー、バリア対応を組み入れた開発計画を入れていただくことを望むわけですが、具体的な話はまだまだ先のことだと思いますけれども、こういったことを組み入れていただくようなお考えがありましたら一端でもお話しいただければと思います。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 今、御質問ですが、十分に用意できるとは言えない状況でありますけれども、今の考えの一端をお示ししたいと思います。

まず、しなの鉄道の利便性向上のための対策ということであると思いますが、現在、鉄道利用の利便性の向上でありますとか、あと一方で駅前の活性化というのも一つの目的になってくると思います。ホームへのエレベーターの設置でありますと

か、北口の新設などを含めた複合的な駅の再整備について、しなの鉄道様への聞き取りでありますとか、全国的な事例の研究、また、これが大事なところですが、有利な交付金の有無、内容について調査を進めているというところでもあります。

池田議員御指摘のところでも、特にやはりエレベーターに関してでございますけれども、御代田駅には御存じのとおり設置がないわけでもあります。

一方で、お隣の中軽井沢駅でありますとか、また、一つ平原を挟みまして小諸などでも設置がされているところがございます。

特に、高齢者でありますとか、先ほど御指摘のあったような目の不自由な方を含めて、障害をお持ちの方の利用者の利便性を図る必要性はあります。そのために優先的に調査研究を進めているところがございます。

実際にエレベーターを設置するとなりますと、1基当たり1億円を超えてくる費用がかかるということがございます。

現時点では有利な補助金が見当たらないようなところもありまして、即座にあしたからやりますというような状況ではありませんけれども、北口の新設など、駅の再整備の検討とあわせて行ってまいりたいというふうに思っております。

今、駅の周辺には大きな空き地も、空き地というか、利用されなくなった土地も出てきているという状況もあります。そういったところが、例えば動いてきたときに、当然、駅の周辺の姿というのも変わってくるだろうと。ですので、そういった今後の動きを見極める、また、動きが出てきたときに、それに対応してどうするのかというような考え方も必要であると思います。

今、単純に駅のロータリー周辺、駅の今の出入口から見てた駅前だけでなく、駅の北側ということも一体的に考えていく必要があるだろうと。そういったところで、有機的かつ現実的な、または、もしかすると町の姿をいいほうに大きく変えるような整備というのもできてくる可能性があるのかなと、そのように思っております。

そういった中で、もしかするとエレベーターをつくるとか、北口をつくるといったこともおのずと答えが出てくる分もあるんじゃないかなと、そういうふうにも今、感想としては持っているところがございます、いい方向に向けて、活性化に向けて努力してまいりたいと、このように思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○9番（池田健一郎君） 大変力強いお答えをいただき、将来、これから本当に期待をいたしております。

いずれにしても高額な設置であり、1億を超えるというようなものについて、そう簡単にできるものではないことは我々よく理解しておりますが、大変これを望む人たちもいらっしゃるということも頭のほうに入れといていただきたいと思います。

次に、バス路線について伺います。

これは、これも3月にお聞きしましたけれども、町内で唯一のバス路線とってよいのか、佐久市、御代田町で浅間病院までの1日4便運行しているものがありますけれども、現在、利用者が大変少なく、また利便性も悪いので、路線の変更やバス停の移設についての質問を前定例会でいたしました。検討を進めているという回答でしたが、その後、どのようになっておりますか、お聞きしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、バス路線の停留所の検討について御説明をさせていただきます。

御代田町と佐久市で共同運行しております御代田駅から浅間病院までの佐久御代田線の停留所、こちらの移設につきまして、こちらが昨年3月定例会において、ハートピアの中に停留所の移設が検討できないかなどの御提案をいただいたところでございます。

この停留所の移設について確認をいたしましたところ、長野県警の承認と北陸信越運輸局と、許可が必要になるということでもあります。現行の路線上のバス停留所の移設、あるいは1カ所程度の増設であれば可能であるというところでございます。

また、ルートの変更を伴う移設の場合であっても、御代田町及び佐久市の地域公共交通協議会での審議を行った上で、北陸信越運輸局等許可により可能であると判断をしているところであります。

しかし、ハートピアの敷地内にバス停を設けるということは、利用者の安全性の確保からできないということ。それと、一般質問の前後にほかの住民の方からの移設の要望がなかったということ。それと、移設をすることにより、逆に御不便をかける結果となる方がいる可能性もあるということから、当時といたしますと、現行のままとさせていただいたところでございます。

それと、この佐久御代田線につきましては、運行バス会社の意向によりまして、

御代田駅発の浅間総合病院行き、現在4便を運行しておりますが、御代田駅発7時35分のみを存続しまして、残り3便は廃止、また、浅間総合病院発御代田駅行きにつきましては、現状の4便から浅間総合病院発16時40分のみを存続しまして、残りの3便を廃止しまして、新たに午後7時台に浅間総合病院を出発する便を新設する提案がございました。

また、実施時期について、本年9月1日から減便を実施したいと、こういう申し入れでございましたが、当町と佐久市、運行会社で協議を重ねた結果、周知期間を確保するため、10月1日から実施をさせていただきたいということで、現在周知をさせていただいているところでございます。

こちらの現状の状況をみますと、朝の高校生の利用がほとんどであるという状況、また、帰りについては若干遅い便も1便増やさせていただいて、高校生の足を確保するようなことで、何とかこの便についても廃止ではなく減便という形で存続できないかということで検討をさせていただきました。

バス会社の非常に厳しい運営状況の中で、このような提案がされております。皆様の御理解をいただけたらというふうに考えております。

なお、この件に関しましては、議会全員協議会のほうでも改めて御説明をさせていただく予定となっております。よろしくお願いたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○9番（池田健一郎君） ただいまの説明では、バス会社等の都合により便を減らす、あるいは変更するというふうな対策をとりたいというふうなことのようですが、利用する人たちがこれでよかったということであれば、今現在、昼間の2便にはほとんど人が乗ってない状態です。こういう状態で空で運行するんじゃなくて、そういった利用者の多い時間帯に移していくと、これはいいことだなと、こんなふうに思っております。

また、町では、この便、運行に関して、決算、30年度の決算で314万円ほどが充てられております。こういったこのお金が高い安いということとはともかくとして、これにかわる、バスにかわる何かあれないのか。こういったお金を使って、何か手段を変えるものがないのかという点を検討していただきたいな、こんなふうにも考えます。

小諸市では、昨年、一昨年からでしたかしら、デマンド号や愛のりくんなどの新

しい手段でいろんな民間のバス会社と提携しながら、民の足を確保するというような手段もっております。

個々に、行政がこういったバスだとか、バス路線を確保するということは非常に高額で大変な出費になろうかと思えます。

そこで、運送法なんかで規制されてしまうんであるかと思えますけれども、知人や近所の人たちだけで組織する個人タクシーのようなもの、そんなものがないものか、こういったところもこれからの検討事項として上げていただきたい。我々の感覚では、それはもう個人、運輸省の運輸法の関係で、もう手をつけられないものだというなことに考えますけれども、何かこれからやれる方法があれば、一つの公共交通の、これは個人のあれになりますと公共とは言いませんけれども、足を確保するという意味では大きな役に立つ、そういう仕事になるのではないかと、そんなふうにも考えます。

それから、もう一つ、上げてありますけれども、町は新交通システム検討委員会というのを立ち上げてあります。もう何年もこれは実際にやられていることですが、この組織は、残念ながら、僕ら見ていて、そんなに画期的な対応、対策を打ち出しているようには見えません。これもしょうがないと思うんですけども、所管する課の傘下にあって、こういったものが行われるのであるのは、どうしても所管する課の考え、あるいはその意向の範囲で物事が動いてしまうというようなことがあるかと思うんです。

そこで、こういったものを町長直轄の組織にして、検討する必要があるんじゃないかと、このようなことを思っておりますけれども、この辺について、町長はどのようにお考えになられますか。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） 町長直轄でやるかどうかということは検討したいと思えますけれども、いずれにしましても、この新交通システム検討委員会で今まで検討されてきた中身というのは大変重要であるというふうに思っておりますので、町長直轄であるか否かにかかわらず、私として注視し、尊重し、そして先ほどおっしゃった画期的な対策がもし打てるものだったら、そういう形でもできないかということも含めて考えていくことが必要だと思います。

やはり、交通の問題というのは一筋縄でいきません。ある意味イノベーティブな

対策というのが必要になってくる場面が出てくるのかなとも思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○9番（池田健一郎君） 次に、高齢者の免許に関する質問をさせていただきます。

最近、高齢者の運転ミスやら、いろいろな問題で大きな事故を起こし、社会問題となっていることは事実です。しかし、運転免許の返納というのは、我々山間地やらにおりますと、非常に大変なことです。これはもう一大決心が必要です。

そこで、自分の運転に「おや」とか、「あれ、おかしいな」あるいは危険を感じるようなことがあったら、これを修正していく、何かの形で修正していく、こういったことがあれば、運転免許の延命といいますか、これが図れるんじゃないかな、こんなようなことも考えます。

一番は、これ事故を起こしてしまうリスクよりも、日常の生活が、交通の手段にとって、日常の生活の交通手段をどう確保していくかという考えのほうがどうしても優先してしまいます。それでは、逆にできるだけ長く安全に安心して運転できるようにサポートしていければいいんじゃないかな、このようなことも考え、前回の質問で、ドライブレコーダーの購入助成ということについて、担当課のほうに質問いたしましたが、はっきり当町では考えていませんという答えをいただきました。

それから1年経つと、ドライブレコーダーというのはこんなに世間を騒がすツールになってきているということです。最近のニュースでは、頻繁に事故の内容の解析、警察だとかそちらのほうで使うほうがどうも多いようですけれども、そうではなくて、そのドライブレコーダーを自分たちで解析して、自分で運転記録を見直すということ。これによって、ああ、俺の運転はここが悪いな。あるいは、それを家族と一緒に見ることによって、あんたの運転はこれがまずいよ、だから、この点は直したほうがいいよというような運転の評価をすることなど、個人の運転の反省ができれば、こういった運転の危険性といいますか、年をとっての運転の危険性というのを幾らかでも軽くなり、先ほども言ったように、運転の可能なあれを延命することができるんじゃないかと、こんなようなことを感じるわけです。

また、東京都では、アクセルとブレーキを間違えて誤操作をするのを防止のために器具を取り付けることに補助をする旨の発表がありました。こうした補助につい

での考えを、また担当課長のほうからお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

池田議員より、以前の定例会の一般質問でもそのような、例えばドライブレコーダーの補助を出すことはできないかというようなことで質問があり、当時、保健福祉課長のほうからだったかと記憶しておりますが、今のところ考えてないといったところの答弁があったかというふうに私のほうでも記憶をしているところでございます。

池田議員おっしゃるとおり、こちらに御代田町の状況をみますと、公共交通網がしっかりとできているような状況にあるというところではないため、できるだけやはり運転を続けられることが一番高齢者の方にとっても重要なことなのかなというところは認識をしているところであります。

ただし、ドライブレコーダーですとか、器具の補助といったところ、こちらについても、例えばブレーキとアクセルを踏み間違えたときに、あるいは前方に障害物があったときに急ブレーキがかかるようなシステムがあるというところがございますが、それを付けて、過信されるような状況になっても、これまたいけないことなのかなというところでいます。

現在のところ、私のほうから答弁させていただくのは、前回の保健福祉課長の答弁と同様になるかというふうに思われますが、ただ、そういったドライブレコーダーの補助ですとか、器具の補助をしている、どういったところでされているのか、補助体型はどうなっているのか、そういうところを、また保健福祉課のほうとそれぞれ協力して調査をして、御代田町にあった補助体型ができるのか、検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○9番（池田健一郎君） まだ課長の言うように、そういった東京都で始めたような器具の設置を補助するなんていうのは、この辺では聞いてません。それは絶対、お年寄りを召した方々のツールになるとは限らないけれども、少なくとも、そういったものが事故防止の一助になるとすれば、やはりこれは検討していただきたい問題だと思いますので、今回はその回答で我慢します。

それから、あとは日常の交通手段をどうするかというのを、一番やっぱり日常の

買い物をどうやっていくかということではないかと思うんです。

最近、生協のコープデリなどのような宅配サービスがうちにも宣伝に来ました。それから、新聞で紹介されましたけれども、御代田町の在住のケアマネジャーの美齊津さんが買い物ボランティアのマッチングシステムを10月よりも立ち上げる——ごめんなさい。マッチングサービスを佐久のナナーズだとか、そのほか佐久地域の31店の買い物、店からの買い物代行ができるよう、システムを10月より立ち上げるというようなことが報道されてました。これはうまく機能すれば、大変役に立つという言い方は失礼だけれども、大変助かる機能ではないかと思います。

老人や、あるいは免許の返納者にとっては朗報だと思いますので、早く安定した組織に成長してくれればいいなと、こんなふうに思っています。

それから、当町では、外出補助タクシーの助成事業だとか、今のバスだとか、それから、しなの鉄道とか、もろもろ策をとってきていただいていますけれども、まだまだ外に出歩きができないような状態の方々もいらっしゃる。こういった人たちに対しても、安心して生活ができるよう、これからも行政として力を入れていただくようお願いして、終わりといたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告2番、池田健一郎議員の通告の全てを終了します。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午後 0時06分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告3番、池田るみ議員の質問を許可します。

池田るみ議員。

（5番 池田るみ君 登壇）

○5番（池田るみ君） 通告番号3番、議席番号5番、池田るみです。本日は通告いたしました2件について質問をいたします。

早速ですが、1件目のワクチン再接種補助についての質問に入ります。

町では骨髄ドナー制度が令和元年第2回定例会の一般会計補正予算で予算がとられ、スタートいたしました。白血病などで苦しむ方への骨髄移植が進むことが期待されております。

ところが、骨髄移植などを受けると、子供のころから受けていたポリオや日本脳炎などの予防接種で獲得した免疫が低下、もしくは消失し、感染症にかかりやすくなるため、ワクチンの再接種が必要となります。

しかし、保険適用外となることから、費用が全額自己負担となり、約20万ほどかかるという方もおられます。白血病などの治療は療養期間が長く、退院後も免疫抑制剤などの薬物療法が必要で、健康保険や高額療養費制度がありますが、助かっておりますが、経済的負担は大きく、予防接種の再接種となるとさらに負担が大きくなります。

そのような声から、長野県では、感染症の蔓延の防止及び小児がんなどの患者を支援するために、20歳未満の予防接種の再接種が必要な方へ助成する市町村に対し、2分の1の補助を本年度より行っております。県内では、7月1日現在、骨髄移植後のワクチン再接種へ助成を行っているのは6市町あり、飯田市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、飯島町、高森町です。

白血病の支援の充実へ、ワクチン再接種の助成制度の導入の考えをお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） それではお答えいたします。

長野県では、小児がん等の患者への支援、感染症の発生及び蔓延の防止を図るため、小児がん等の治療を目的とした造血細胞移植により、移植前に接種した定期予防接種ワクチンの免疫が消失し、ワクチン再接種が必要と医師が認めた20歳未満の者を対象としたワクチン再接種費用を助成する市町村に対しまして2分の1の割合ということで補助金を交付する要綱を本年7月19日に施行をいたしております。

予防接種法で定められております小児を対象としました定期予防接種につきましては、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、三種混合、二種混合、それから不活化ポリオ、麻疹、風疹、水痘、日本脳炎、子宮頸がん、BCGと12種類がございます。これらの全ての予防接種を再接種した場合の金額を町の委託料等から試算をいたしますと、1人当たりおおむね25万円程度となるというふうになりまして、該当となられました方につきましては大きな負担となることが推測されます。

現在のところですが、町で相談を受けた実績はございません。また、県内で造血

細胞移植等の治療を行っている医療機関における該当者の有無につきましては、把握が難しく、該当者がいらっしゃるかどうかという部分についてはちょっと不明な点がございます。

しかしながら、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律、こちらが平成24年9月に制定されております。国全体で適切な推進、適切な提供の推進を図っていくこと。また、当町におきましても、議員おっしゃられましたとおり、骨髄ドナー助成制度を実施している状況等からも、今後、支援していければというふうに考えているところではございます。まだ、ちょっと時期とか、どうなるかという部分について、明確なお答えはできませんが、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 前向きに検討していただけるということだったんですけれども、この補助に対しましても、町、市町村で全額補助をしているところもありますし、補助金額を決めてやっているところもあるわけですが、町として検討するとしたら、どのような方向で検討されるのかお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えいたします。

まずは県の補助要綱がベースになりますので、そちら2分の1ということになっております。ですので、そこをベースにまず検討を始めたいと考えております。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 県が2分の1で、町がまたそれにプラスして決めていくということではよろしいかと思うんですけれども、できましたら一つの予防接種、1万円かかるとしましたら、自己負担、個人が持つことのないような検討をしていただければと思いますので、お願いいたします。

骨髄ドナー助成制度がスタートいたしまして、広報やまゆり7月号やホームページで周知をしていますが、新制度であり、また、近隣の市町村も、実施をしている市町村もないことから、認知度がまだまだ低いのではないのでしょうか。この助成制度が骨髄バンク事業で骨髄を提供した方や、その方が勤務する事業所の経済的負担を軽減するためと、骨髄ドナー登録の推進をすることを目的としています。この制

度を知っていただくことで骨髄ドナー登録について考えていただいたり、骨髄が一致した方がこの制度を利用することで経済的不安や負担が少なくなり、骨髄提供につながるが増えるなど、骨髄移植を望む方への骨髄移植が進んでいきますよう、今後の普及啓発についてお聞きいたします。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） それでは、普及啓発ということでお答えをさせていただきます。

骨髄ドナー助成制度でございますが、本年7月より事業を開始しております。現在は事業の周知に努めているところでございます。

具体的には、6月に発行となりました広報みやた7月号におきまして、事業の開始についての記事を掲載いたしました。また、7月1日からは町のホームページのほうにも本事業の御案内の掲載を開始しております。

それから、県を通じましてですが、公益財団法人日本骨髄バンクのオフィシャルサイト内の提供ドナー助成制度を導入している地方自治体・民間団体というコンテンツと当町のホームページ、リンクをされているところでございます。

また、この10月20日の日に第30回健康づくりの集いを開催いたします。今年度は「生きてるってシアワセ！」～白血病を克服して～と題しまして、全国骨髄バンク連絡推進協議会顧問の大谷貴子さんに御講演をいただくこととなっております。それにあわせまして、公益財団法人日本骨髄バンクと連携をしまして、ポスターの展示、それから骨髄等ドナー支援事業のリーフレットを配布するなど、現在、準備を進めております。今後も広報やホームページのほか、さまざまな機会を利用しまして、周知に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） それから、前回、3月のときに一般質問を、骨髄ドナー助成制度について質問させていただいたんですけれども、やはりドナーの方が骨髄を提供するに当たっては、企業の方の理解が本当に必要だと思います。そんな点で質問したとき、質問させていただいたときに、補助金が前向きに検討する中で、あわせて企業にも特別休暇制度の導入なども啓発できればということで、総務課長のほうから答弁をいただいているわけなんですけれども、企業に対して何か周知啓発を考えている

のかお聞きいたします。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えをいたします。

現時点では、企業に対しましての特別周知ということには行っていない状況でございます。まず、制度を知ってもらうことを第一に考えまして、今現在、そちらに力を入れて啓発を行っているところでございます。

今おっしゃられた部分につきましては、今後、あわせてやっていきたいなというふうには思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 町では健康の集いを開催し、10月20日ですか、開催し、そちらでも普及啓発をしていただけるということでお伺いいたしました。9月21日1時半からは、長野市のJA長野県ビルアクティホールで、骨髄バンク推進全国大会2019イン長野が開催されることとなっております。また、佐久市では、今定例会で骨髄ドナー助成制度とワクチン再接種助成制度の補正予算が計上されております。移植後のワクチン再接種は、移植後の感染症の予防ということもありますので、当町でもこれから前向きに検討するという答弁でしたが、1日も早く制度設計ができ、スタートできればと望んでおりますので、よろしく申し上げます。

こちらの件については以上で終わりました、次の防災対策の充実の質問に入ります。

9月1日の防災の日を中心に、8月30日から9月5日の防災週間の前後で各地で防災訓練やイベントが開催されており、当町では消防団主催の火災防御訓練が9月7日に行われました。災害から被害を軽減するためには、これまでに発生した大規模地震や水害、火山災害、雪害等から得られた教訓を生かし、備えの充実を強化することが大事であることから、防災対策の充実ということで質問をいたします。

まず、備蓄品についてですが、町では防災会議にボランティア地域活動連絡協議会や民生児童委員協議会から女性委員を登用するなど、女性の視点からの備蓄品の充実が図られており、幼児への授乳や女性の着がえなどに使用する避難ルームのテントが10張用意され、本年度は乳幼児用ドライミルクが用意されることとなりました。災害時に赤ちゃんの栄養が確保できる体制整備が進んでおりますが、お湯やミルクを冷ます必要がない、今年3月から国内で製造販売が開始されている乳幼児

の液体ミルクもあわせて備蓄品として導入することを提案いたします。

この液体ミルクは、海外では以前から欧米を中心に普及が進んでおり、2016年4月に起きた熊本地震の際に、フィンランドから救援物資としての支援があり、避難所などで赤ちゃん連れの母親から喜ばれ、その必要性が認識されました。

こうした経緯から、国産液体ミルクの製造販売を求める声が高まり、昨年8月、販売を解禁する改正省令が施行され、今年3月から紙パック入りやスチール缶入りの液体ミルクが販売されるようになりました。この液体ミルクは常温保管ができ、粉ミルクよりは保存できる期間は短くなりますが、半年から1年間保存が可能です。また、災害時など、避難先に清潔な水やお湯を沸かしたりする環境がなくても簡単に授乳することができることから、災害時の備蓄品として備蓄する自治体が出てきています。当町でも、災害の状況によってはドライミルクでは対応できない場合もあることが考えられることから、ドライミルクにあわせて液体ミルクを備蓄品として導入していく必要があると考えますが、考えをお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） お答えいたします。

昨年8月に、池田議員おっしゃいますとおり、液体ミルクの国内における製造販売に必要な安全基準等が見直されまして、事業者が国内で液体ミルクを製造販売することができるようになりました。

本年3月には江崎グリコから国内初となる乳児用液体ミルクが発売されまして、4月には明治ホールディングスからも発売され始めました。

液体ミルクは、従来の粉ミルクと異なり、お湯で溶かす必要がないことから、災害時における活用が注目されております。

また、内閣府では、本年度に改定する予定の男女共同参画の視点からの防災復興の取り組み指針というものの中に、乳幼児が早期に必要な物資の一つとして、現行の粉ミルクや離乳食に加えまして、液体ミルクを明記するというふうを示しております。

これらの動きを受けまして、全国の自治体でも液体ミルクの備蓄について、導入や検討が始まっております。

しかし、一方で、乳児用液体ミルクは国内における普及の兆しが始まったばかり

であり、6カ月から1年という、粉ミルクは1年半ですけれども、比較的短い保存期間が災害備蓄品としての課題となっているところでございます。

そもそも当町は、近隣市町と比べても、災害備蓄品の量、種類とも少ない状況にあります。一度に大量の備蓄品を増やしますと更新の時期にも大変な事態となりますので、今後5年程度に平準化して、食品ロスも防ぎつつ、徐々に備蓄品を増やしていくという計画です。

この計画の一環として、先ほど池田議員おっしゃいましたとおり、今年度から新たに粉ミルクスティック400本、13gが10本入りを20箱で2段ボール分になりますが、これを備蓄することといたしました。

乳児用液体ミルクの備蓄に限らず、これまで国が国民の皆様にも、及び町が町民の皆様にもお願いしてきている最低3日分から理想としましては1週間分の家庭内備蓄の普及啓発についても、こちらのほうも十分であるとは言えない状況でございます。

今後、乳幼児がいらっしゃる御家庭の備蓄品の中に液体ミルクを加えていただくとともに、使いながら補充していくというローリングストックという手法を取り入れていただき、日常、平時から飲みなれて、使いなれていただくという普及啓発もあわせて重要であると考えているところでございます。

以上のとおり、今後、町が乳児用液体ミルクを備蓄する際には、比較的短い保存期間を迎える液体ミルクの有効活用について調査研究し、関係機関とも協議した上で導入していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 町内での液体ミルクのほうはまだお時間がかかるのかなと思うんですけども、有効利用を考えてという話があったわけですけども、液体ミルクはやはり粉ミルクに比べて保存期間が短くなっていますが、保存期間が近くなった場合、備蓄をしている自治体では、子育て中の親子が交流する子育て広場で提供したり、保育園での日常の保育などに使い、使った分を補完をしていく、先ほどもお話がありましたが、ローリングストックと言われる手法を活用して、食品ロスを防ぐなどして備蓄をしているということでもあります。また、こちらもまたあわせて有効利用もほかにもあると思いますので、検討していただいて、液体ミルクのほうもぜひ備蓄品に入っていくようになればいいかなと思っております。

今言われましたように、赤ちゃんがミルクを飲むためには、粉ミルク、溶かして飲むわけですが、哺乳瓶が必要になってきますが、哺乳瓶の備蓄はどのようになっているか伺います。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） お答えいたします。

哺乳瓶の備蓄につきましても、ほかの備蓄品と同様に、満足に備えているという状況ではありませんので、今年度、粉ミルク、ようやく導入していくところがございますので、粉ミルクだけを導入しても使えないという状況でありますので、それらも含めて導入してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 哺乳瓶のほうも検討していただけるということでありましたが、哺乳瓶もやはり消毒が必要になったりすることもあるんですけれども、消毒が必要になりますが、備蓄をしている自治体では、プラスチック製で使い捨てのものを使っているところもあるようです。それは、消毒はしないですぐ使えるということ、静岡県の小山町などでは備蓄をしているということもありますので、またこの辺も検討していただければと思います。

では、次に備蓄品の備蓄場所について質問いたします。

現在、町の備蓄品の備蓄場所は役場庁舎、ハートピアみよたの防災倉庫、そしてエコールみよたに備蓄をしております。また、今年度は新たに防災倉庫を購入し、旧役場庁舎に設置することとなっております。

熊本地震の翌年、平成29年度、文部科学省が避難所の指定となっている3万994校の小中学校、高校などを対象に行った調査結果では、救援物資が届き始めるまでの数日間に必要となる機能のうち、校内などに倉庫を持ち、物資の備蓄機能がある学校は72%、貯水槽やペットボトルの備蓄などにより飲料水を確保しているのは66.4%でした。

熊本地震で震度7を2度観測し、甚大な被害を受けた益城町では、備蓄品を益城町が一元管理をしていたため、避難所への備蓄品の配送が6時間以上かかるなど、緊急性に問題がありました。このことを教訓に、益城町では2020年度までに全小中学校に防災倉庫を設置して、アルファ米や飲料水といった非常食や毛布のほか、簡易ベッドや組み立て式の簡易トイレを、さらには倒壊家屋から人命救出に必要な

救助工具や担架なども備蓄することとしています。

このように備蓄品を町の一元管理から避難所となる小中学校へ防災倉庫を設置するという分散備蓄に切りかえております。

当町の小中学校への備蓄品については、私も平成27年第3回の定例会の一般質問で、浅間山の噴火に備えて質問をさせていただきました。そのとき、教育次長より、実施計画に計上して、防災事業の中で、過去にヘルメットや毛布、ビスマットや飲料水等について検討した経過はあるが、備蓄品はないということでありました。その後、備蓄品について検討はされたのか、また、旧役場庁舎に設置する防災倉庫の設置を小中学校には変更できないのか、小中学校への防災倉庫の設置についての見解を伺います。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） お答えいたします。

池田議員おっしゃいましたとおり、現在は役場庁舎の敷地内に3棟、社会福祉協議会の敷地内に1棟、計4棟の倉庫を設置しております。

先ほどお答えしましたとおり、今後5年程度に平準化して、災害備蓄品自体を増やしていくよう計画しておりますので、この備蓄品の増加にあわせて、計画的に防災倉庫のほうも増設を予定しているところでございます。

本年度につきましては、当初は役場の旧庁舎の跡地というふうに計画しておりましたけれど、当町の南東部をカバーするため、既存の防災倉庫約3棟分ぐらいに当たる大きさの倉庫を1棟、南小学校の敷地内の北側に設置するように教育委員会とも協議をしているところでございます。

池田議員の御質問のとおり、防災倉庫は緊急指定避難所等から優先的に設置することが望ましいと考えておりますので、今後も引き続き防災倉庫及び災害備蓄品の計画的な整備を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 今、答弁がありましたように、南北をカバーするために南小学校へというお話がありました。本当に今考えても、北小学校は役場庁舎が近いですし、中学校もどちらかというところはまだカバーできるかなと思います。北小学校は、やはり遠いというところがあって、一番最初にそこに設置していただけるということでよかったと思っております。ぜひともお願いいたします。

次の質問で、役場庁舎エコールみよたでは、エレベーターが設置されております。災害や故障などで人を乗せたままエレベーターが停止をしてしまうことが考えられます。

そこで、災害時などにトイレとして使用ができるエレベーターチェアの設置を提案いたします。

このエレベーターチェアは、岐阜県の関市などで設置をしておりますが、チェアの中には飲料水やコップ、ライトのほか、緊急時用のトイレとしても使用できる専用の便座、トイレットペーパー、消臭剤、そして目隠しシートも入っているものとなっております。そして、普段は椅子や荷物置き台としても使用することができます。ぜひ当町でも災害や故障に備えて、エレベーターチェアの設置をしていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） エレベーターチェアの設置についてお答えをいたします。

今、池田議員おっしゃいましたとおり、特に高層ビルやマンション、商業施設などのエレベーター内に設置されていることが多く、大規模な災害が全国各地で多発している近年、公共施設への設置も徐々に増えているようでございます。

現在、当町は役場庁舎とエコールみよた、2カ所のエレベーターを管理しておりますが、災害発生時に利用者が閉じ込められる可能性はないとは言い切れません。

今後、各種製品の優劣や公共施設への設置状況などを調査した上で来年度の当初予算等で設置に向けて検討していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） ぜひともお願いしたいと思います。役場庁舎は非常電源などもあるわけですが、やはり故障なども考えられますので、やはりそういうものがあれば助かると思いますし、高齢者の皆さんとかもエレベーターを使用しますが、普段でも椅子などがあると、そこに掛けることもできますので、よろしく願いいたします。

次ですけれども、備蓄品については町が公助として用意するだけではなく、家庭でも準備していくことが大切です。先ほど課長からもありましたけれども、3日から1週間分の備蓄品を用意していくことが呼びかけられております。

コンテンツマーケティング会社エコンテの調査によると、災害時の非常用持ち出し袋を用意していない割合は65%となっていて、非常用持ち出し袋を用意していない理由は、20代から30代では何をそろえればいいかわからないが多く、年代が上がるにつれ、賞味期限などの中身の交換が面倒といった回答が増えています。

長野県では8月23日を食料備蓄確認デイと銘打ち、地震などの大規模災害に備えた食料備蓄を家庭や企業に呼びかけ、既に備蓄をしている食材についても、賞味期限を確認してもらい、期限が迫っているものは県内各地で開くこども食堂などへの無料提供を促しております。災害に備えた食料備蓄と食品ロス削減をあわせてPRをして、食材備蓄の好循環をつくる取り組みをしております。

県では、来年度以降も9月1日の防災の日前後に、このデイを設けまして、1年に1度、備蓄について考える日としていくということでした。また、8月9日の阿部知事の会見では、来年度以降は市町村などの協力もいただきながら、全県的な取り組みへと発展させていきたいと考えているということでありました。

町でも、広報やまゆりなどを通しまして、町民の皆様には備蓄品の準備を呼びかけたりしておりますが、県のこの取り組みにあわせて、年に1度食料備蓄確認デイを設けるなど、備蓄品について考え、家庭での備蓄品の入れかえや準備の促進を図るなど、食料備蓄確認デイの推進をしていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） 食料備蓄確認デイの推進についてお答えをいたします。

本年度は、池田議員おっしゃいますとおり、去る8月23日が食料備蓄確認デイとされておりました。この取り組みについて、県から8月9日付で市町村長宛てに通知がありましたが、広報やまゆりへの掲載にはちょっと間に合わない時期でしたので、9月1日、防災の日にあわせまして、町の公式SNSで発信してきたところでございます。

先ほどもお答えしましたとおり、この食料備蓄確認デイのみならず、町が町民の皆様にお願ひしてきている最低3日分から、理想としては1週間分の家庭内備蓄の普及啓発につきましても、これまでは十分周知しているというのが言えない状況にありますので、この食料備蓄確認デイ、来年以降も毎年9月1日防災の日前後で実施するというふうに県も言っておりますので、この食料備蓄確認デイの普及啓発自

体も含めまして、各御家庭における食料備蓄に日ごろから取り組んでいただきますよう、今後につきましては、各種の媒体を通じた広報や防災訓練等の折々に町民の皆様に向けて広く周知するよう取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 先ほど課長からありましたように、私も公式のツイッターで9月1日の日に食料備蓄確認デイの情報発信を読ませていただきました。まだツイッター等SNS活用していない方もおられるとは思いますが、やはり広報等でも今後ともぜひ周知のほうをしていただきながら、私たち一人一人が自分の家で3日から1週間分を備蓄として、食料などの備蓄品を備蓄できるように取り組んでいけるように、また推進をお願いしたいと思います。

次ですけれども、町では災害に備えて企業や団体と災害協定を結んでおります。8月22日には、御代田町社会福祉協議会と災害時の福祉避難所及び人的支援等に関する協定を結びました。協定の内容は、町、社会福祉協議会が所有する、または管理する施設を福祉避難所として開設し、施設の利用及び人的支援等について協力をいただくこととなり、高齢者の方や障害のある方への支援が進みました。

そのほかにも、町では多岐にわたり災害協定を結んでおりますが、その中の一つに飲料メーカーとの災害協定があり、災害支援型自動販売機が役場庁舎やエコールみよたに設置がされております。災害対応型自動販売機には、このほかにも東日本大震災の経験から生まれた災害対応型紙コップ式自動販売機もありますが、当町にある紙コップ式自動販売機は災害対応型にはなっておりません。

災害対応型紙コップ式自動販売機は、災害発生後、電気、水道が確保できれば、災害時にお湯が無料でできるため、粉ミルクの調乳やアルファ米の調理においてメリットがあります。

災害対応型紙コップ式自動販売機のこれまでの主な実績としては、常総市での鬼怒川決壊による避難所で9月10日の提供開始から10月10日の避難所閉鎖までの1カ月間で延べ8,000杯が提供されました。また、熊本地震では、災害協定締結先の医療機関において、1日最大500杯が提供され、各地から派遣されたDMATの方からもお湯の提供は大変に助かったとの声もありました。

そこで、町では災害時に役場庁舎や避難所となるエコールみよたなどにおいて、

お湯を提供できる災害対応型紙コップ式自動販売機の設置及び災害協定の締結を検討していただきたいと思いますと考えますが、見解を伺います。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） 災害対応型紙コップ式自動販売機の設置と協定締結についてお答えをいたします。

現在、役場庁舎内、エコールみよた内及び龍神の杜公園内に設置している紙コップ以外の自動販売機は災害協定を締結しておりまして、災害時には無料で提供されるというふうになっております。

紙コップ式の自動販売機につきましては、役場庁舎内とエコールみよた内にそれぞれ1台ありますが、この2台とも御代田町の身体障害者協会に売り上げの一部が入金されるという契約になっておりまして、災害協定自体は、こちらの自動販売機は締結をしておりません。

ただし、災害対応の拠点となる役場庁舎内でございますが、こちらは電気給湯機を設置しておりまして、停電時においても1週間は自家発電により対応ができます。上下水道施設が被災したとしても、1万5,000ℓの受水槽と200ℓの給湯器が、その中に残っている水についてはお湯として使うことができます。当面はこちらの対応で、こちらのお湯で対応ができるかなというふうには考えております。

今後、指定避難所への災害対応型紙コップ自動販売機の設置につきましては、例えば学校施設には自動販売機自体の設置が好ましいのかとか、学校に限らず、公民館ですとか、そういうところにもそれぞれのところの施設本来の性質に対する支障の部分なんかを、有無等を確認しながら、取り扱い事業者との調整も必要になってくると思いますし、協定内容等について調査が必要であろうと考えております。当面は、今ある1万5,000ℓと200ℓでお湯が対応できますので、すぐに役場庁舎、エコールみよたのほうに、この災害対応型の協定が必要かというふうには、ちょっと今のところでは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 今のところは1万5,000ℓ、200ℓで当面对応していくということでありました。そして、避難所のことにつきましても、学校においては、本当にそういう点もありますので、また検討が必要だとは思いますが、エコールみよたも庁舎には近いわけではありますが、その辺もまた検討していただけれ

ばと思います。

次の質問に入ってまいります。2011年3月に発生しました東日本大震災では、避難所の運営でペットの扱いについて、決めていなかったところも多く、混乱が生じるなど、ペットの対応が課題となりました。

こうした中、避難所でも飼い主とペットが安心して生活ができる体制づくりを求める声が高まり、環境省は、2013年8月、災害時におけるペット救助対策ガイドラインを全国の自治体に配付をし、犬や猫などペットとの同行避難を原則とすることが示されております。

また、このガイドラインには東日本大震災の経験を踏まえて、飼い主や自治体などの役割や災害時の避難所への受け入れ、仮設住宅での同居、飼い主のいない動物の保護のあり方などが示され、自治体ではこれを受け、避難所などの受け入れ体制やルールづくりをして、マニュアルを作成しているところもあります。

町では、災害時のペットの対応がどのように考えているのかお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） 災害時のペットへの対応についてお答えをいたします。

国が実施しました東日本大震災に伴う自治体へのアンケート調査によりますと、避難所におけるペットに起因するトラブルとして、犬の鳴き声やにおいなどの苦情が最も多くありました。そのほかにも、アレルギー体質の方がいることから、避難所内で人と同じスペースで飼育することが難しい状況にあったなど、健康への被害についての回答や飼育マナーに関するトラブルや意見が各地区から回答をされております。

その一方で、飼い主の立場からみますと、家族同然の大切なペットを自宅に置き去りにしてやることは非常に心苦しいことです。避難生活が長期化になればなるほどペットの癒しの効果は大きくなるとも言われております。

ペットの飼育に関しましては、災害に備えるという一面からも、日ごろのしつけやトリミング、健康管理、所有者明示など、日常的に適正な飼育をしていただくことなどが飼い主の皆様へのペットに関する重要な災害対策の一つでありますので、災害対策に限ったことではありませんが、関係課と連携しながら、ペットの適正飼育に関する周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

当町の指定避難所の現状では、直ちにペット同行避難の対応はできない状況にご

ございますので、当面の課題として、動物病院や一時預かり施設などとの災害協定締結について調査検討が必要であろうかと考えておりますので、こちらのほうから優先して取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくいたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 当町では、まだ同行避難は難しいということで、一時預かりだとか動物病院でということ、今答弁がありました。御代田町では犬が1,000頭ぐらいですか、登録されているというふうに伺っております。また、猫についてはなかなか登録ということもありませんので難しい、把握ができていないと思いますけれども、やはりペットも本当家族の一員ということで、家に置いて避難するということにちょっとなかなか難しい部分があるのかなって、やっぱり一緒に連れていきたいという思いは飼い主さんに、飼い主のほうにすればあると思います。

しかしまた、避難所で受け入れとなると、先ほど課長から言われたように、アレルギーだとか、いろいろな問題もありますので、本当に難しいとは思いますが、やはり災害に備えて、できればペットと避難ができる場所が、避難所があれば一番いいわけでありますが、まずは前段階として、動物病院預かり、一時預かりのところの検討という話はあったんですけども、まずそこをじゃ早目に進めていただいて、また同行避難ができるようなことも考えていただきたいと思うわけですが、動物病院とか一時預かりとかというの、今まで検討されていたのか、これからの検討なのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） これから、今までもそういったことを検討していきたいという状況ではございません。ただ、昨今の様子、災害等の状況をみますと、やっぱり全町が被害に遭って避難する、御代田町でいうと1万5,000人が、例えば土砂災害、水害等で、水害はあまりちょっと考えづらいんですけど、土砂災害ですとか、地震ですとか、噴火の場合には、当然1万5,000人の全町避難も考えていかなければいけないところでありますので、ちょっと今の現状、先ほどの当町の指摘の現状をさらっとお答えしてしまいましたけれど、人1万5,000人を全て避難していただくというような状況ですら、今ままならない状況にありますので、まずはそちらのほうを優先させていただいて、同行避難ということにつきましては、その後の話になってしまうかなというふうには考えております。

動物病院等につきましては、これから検討を始めまして、災害協定に結びつけばいいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） わかりました。先ほども課長からありましたように、環境省では、昨年10月、災害時の避難方法などをまとめた飼い主向けの冊子や災害、あなたとペットは大丈夫ということで、人とペットの災害対策ガイドラインを都道府県や政令市、中核市に配付をしております。冊子には、災害に備えて、ペットはケージを嫌がらないようにする。排泄などのしつけをきちんとしておく。各種ワクチン接種や寄生虫の駆除を行う。飼い主とペットの非常食の準備を講じておくと呼びかけられております。

また、災害発生から1週間後の同行避難の流れをフロー図で掲載しているということですが、この同行避難のほうはまだ当町では時間がかかるということではありますが、このようなことを、やはり飼い主の皆様にも災害に備えて周知をしていただきたいということで、先ほどもお話がありましたが、周知もしていくということでありましたので、ぜひこちらのほうもお願いしたいと思います。

では、最後の大雨に備えた避難行動計画についての質問に入ってまいります。

御代田町でも今朝の台風15号による――御代田町では台風15号による影響はありませんでしたけれども、関東地方を中心に屋根が飛ばされたり、倒木による停電など被害が出ております。

近年、台風や集中的な豪雨による水害の発生が増加しており、大規模水害に備えるため、自治体などでは事前にとるべき対応を時系列でまとめたタイムラインの導入が各地で広がっております。タイムラインは、台風などあらかじめ予測できる災害に対して、行政や自治体などが、いつ、誰が、何をするかを整理しておく仕組みで、2012年にアメリカを襲ったハリケーンでは被害を軽減したことで注目され、日本でも各自治体がつくるようになりました。

国土交通省によると、2015年の関東、東北豪雨の際、氾濫危険水位を超えた河川沿いで避難勧告や指示を出した市町村はタイムラインを策定していたところで72%であったのに対し、未策定では32%にとどまりました。タイムラインがあれば、首長は判断に迷うことなく被害の最小化に有効とされております。当町ではタイムラインは策定されているのかお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 萩原総務課長。

○総務課長（萩原 浩君） タイムラインについてお答えいたします。

現在、当町においては、想定される災害ごとに職員の参集基準及び災害対策本部設置時における各班、各課の対応や役割について、御代田町地域防災計画で定めておりますが、災害ごとのタイムラインの策定までには至っておりません。

地方自治体は限られた人員で大小を問わず、あらゆる災害に初動対応をしなければなりません。先日の浅間山の小規模噴火の際にも実感しましたが、特に初動対応に追われる総務課の職員については、個々に役割と行動を定め、誰が何をすべきか、具体的な行動を常に頭の中に描きながら、初動に当たる安定感が必要であると感じました。

ただし、事前に個別の役割を具体的に決めてしまうと、大きな災害時には職員みずからも被災して参集できない可能性がありますので、ほかの自治体へ導入が始まっております例を参考としながら、参集した順番に役割を決めていくカード等の導入、これがまず現実的であろうかと考えております。

災害は刻一刻と状況が変化していくものです。どのような状況下に陥るのか予測不能な部分が多く、対症療法的になることは否めません。しかしながら、そうした中でもベースとなる行動パターンや行動内容を職員一人一人が意識しているだけでも、初動対応の安定性は増すものだと考えております。

災害対応には総務課の職員だけではなく、全職員が従事しなければなりません。今後もタイムラインの策定や運用方法について検討するとともに、職員の防災意識のさらなる向上と対応力強化に向けた研修参加などの取り組みを続けていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 個々のタイムラインの策定のほうはまだということではありましたが、まずは参集した職員がどのように動くかというカードの導入をしていくということで答弁を伺いました。本当に水害、今言いましたのは、水害は本当に事前に対応ができるものであります。水害におきましては、台風が来ました。来ると何時間も前からわかるわけでありまして。そういうことで水害においてはタイムラインが有効としてつくられている自治体が多いということでもありますので、ぜひこちらのほうも、タイムラインのほうももう少し検討していただきながら、やっていただ

きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、マイタイムラインの推進をということなんですけれども、住んでいる場所や家族構成、年齢などによって災害対策が異なります。

そこで、避難行動を事前に整理をしておくマイタイムラインをつくる動きが出ております。マイタイムラインとは、町などで公表したハザードマップ、御代田町では土砂災害警戒区域のマップなどもありますし、自分の住んでいる地域の災害リスクはどうなっているか、そして避難所や避難先へ安全な経路を確かめ、必要となる防災情報や、自分と家族は無事に避難できるまでの避難準備と避難のタイミングを考え整理をしておくものであります。

このタイムラインは、各自がとるべき行動が時系列で把握ができ、徐々に危険性が高まって発生する風水害の備えに有効とされ、2015年の関東、東北豪雨で発生した鬼怒川氾濫による茨城県常総市の大規模水害を教訓に、国土交通省などが逃げ遅れを防ぐ対策の一つとして推進を始めました。

そして、昨年7月の西日本豪雨災害で、改めて注目をされております。こちらなんですけれども、長野県が発行している広報ながのの2019年夏号ですが、大雨に備えるということで、洪水、土砂災害の特集が組まれておりまして、マイタイムラインのつくり方などが4ページにわたり掲載され、マイタイムラインの取り組みも推進をしております。

町では、マイタイムラインの推進、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） マイタイムラインについてお答えをいたします。

先ほどお答えしましたタイムラインは、いわば行政用で、マイタイムラインは、タイムラインの住民一人一人用です。自分自身にとるべきみずからの命をみずから守るための防災行動を時系列で整理し、実際にその行動がとれるように日ごろから準備しておくものと言われております。

台風や集中豪雨による土砂災害の発生が予想されるときなど、みずからの避難行動に向けたチェックリストとして、また、早目早目の避難を御自身が判断するためのサポートツールとして活用することにより、逃げ遅れゼロに向けた効果が期待されていると言われております。

池田議員も御承知のとおり、本年3月国が定める避難勧告等に関するガイドライ

ンが改定されまして、住民はみずからの命はみずからが守るという意識を持ち、みずからの判断で避難行動をとるとの方針が示されました。

この方針に沿って、気象庁や自治体等が発表する防災情報をもとに、住民がみずからとるべき行動を直感的に理解していただくため、5段階の警戒レベルが導入されたところです。

地方自治体が発表する警戒レベル3では支援を必要とする方は直ちに避難を開始し、その他の方は避難の準備を始めるという段階で、警戒レベル4では、全員が避難する段階です。警戒レベルの発表を待ってから、みずからの避難行動をとるのではなく、警戒レベル発表の前に、いつ、私は、何をするのかについて、まず日常的に各家庭内で話し合っていたいただくことこそが、一人一人の防災意識の向上につながります。

この家庭内での話し合いのきっかけとなるように、マイタイムラインの作成の手引きなどを今後広く町民の皆様を紹介していきたいと考えております。

当町は、これまでは大きな災害が少ないという恵まれた環境にあり、災害に対する個々の危機感は小さいというふうに感じております。私自身も、以前はあまり過剰な防災対策はかえって不安をいらずらにあおってしまうのではないかという違和感がありました。しかしながら、これほど全国各地で毎年のように、これまで経験したことのない50年に1度、50年に1度と何回も言われております。このような大きな自然災害が多発している状況をみますと、当町も他人事ではないと考えるようになりました。

近年の全国各地の大きな災害の教訓から、タイムラインやマイタイムラインという新たな防災対策が生まれ、その必要性和実効性が年々高まってきております。今後、当町におきましても、それぞれの取り組みを推進していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 町でもマイタイムラインの手引きなどを町民に周知していただけたということでお話がありました。その際に、東京都などでは、自分が書き込めるような用紙も一緒に配っていただいているようなところもあります。どういうふうにつくったらいいかって、なかなか町民の方、わからない点もあると思いますので、そのようなものも入れていただけたら、また町民の方もつくりやすいのかなと思います。

ますので、その辺もよろしくお願いいたします。

町では、先月2度の小規模噴火があった浅間山がまだ心配でありますし、また、台風などの大雨や集中豪雨の発生しやすい時期、今は時期でもあります。公助、共助、自助の災害の備えが充実すること、することに対しまして、質問をさせていただきました。みずから私自身もしっかりと、自分でできるところは取り組みたいと思っておりますので、公助、町のほうでできることも計画的にまた進めていただけるようお願いをいたしまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告3番、池田るみ議員の通告の全てを終了します。

通告4番、内堀喜代志議員の質問を許可します。

内堀喜代志議員。

（1番 内堀喜代志君 登壇）

○1番（内堀喜代志君） 通告番号4番、議席番号1番、内堀喜代志です。先ほど来、同僚議員からありましたように、今回の台風15号の被害の少なさを見て、この御代田町は台風などの自然災害が比較的少ない町ではありますが、備えあれば憂いなしの言葉どおり、一昨日の消防団火災防御訓練はお疲れさまでした。

さて、今回は2件の一般質問を通告してあります。

まず最初に1件目、地域防災力の強化についてであります。

8月27日から九州北部で降り始めた雨は、佐賀市では時間当たりの降水量が110mmを超える豪雨となり、佐賀県、福岡県、長崎県を中心として、死者3名、行方不明者1名などの大災害となりました。当町に突然訪れた自然災害から町民の生命、財産を守ることは行政の大きな課題であります。それでは質問に入ります。

防災、減災のために役場や消防署などの行政、消防団、自主防災組織の組織化と、その役割と活動状況をお聞かせください。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 初めに、私からは行政、役場及び自主防災組織の役割と活動状況などについてお答えし、その後、消防署及び消防団の役割と活動状況につきましては消防課長からお答えをさせていただきます。

午前中の古越雄一郎議員からの一般質問でも少し出ましたとおり、防災、減災に限らず、地方自治のあらゆる分野では、できる限り個人が行う自助、できる限り地

域の人たちで助け合う共助、最近では先ほど申し上げました近くで助けるという、助け合うという近助という文言を使う方もいらっしゃいます。自助と共助、近助では、解決できない課題は行政が担う公助という役割分担を持って運営するものとされており、

しかしながら、大規模な災害が発生した場合には、公助にもおのずと限界があります。災害を最小限にとどめるためには、自分の命は自分で守るという自助と、自分たちの地域は自分たちで守るという共助、近助の取り組みが重要であると全国各地の被災地で実証されております。

自主防災組織の目的は、災害発生時に逃げ遅れゼロを達成することです。そのための役割として、平常時において、地域内での防災知識の普及や啓発、防災訓練、防災安全点検、防災資機材の備蓄や点検といった活動に取り組みます。日常的な話し合いや定期的な訓練などを通して、住民一人一人が地域内の危険箇所などを知り、一人一人が気象情報に敏感になるなど、家庭内でも防災意識を高めることが一番重要です。

災害発生時や発生後にも自主防災組織の役割が幾つかありますが、特に、自主防災組織の役割と消防団、分団の役割が混同されがちです。例えば、建物火災の場合では、自主防災組織の役割はあくまでも初期消火の段階までです。初期消火とは、近くの消火器を使っての消火活動やバケツリレーでの消火活動までです。火が天井に達したら、直ちに身の安全を最優先として避難していただきます。このような初期消火からその先の消火活動は消防団、分団の役割となっています。

土砂災害の場合では、自主防災組織は、災害の発生をいち早く察知し、隣近所で声を掛け合いながら、支援が必要な方を初めとする地域住民全員の避難誘導を行う、これが初動の主な役割となっており、その後は避難所の運営等が主な役割となっています。

負傷者の救出や救助は二次災害の危険性がありますので、消防団、分団などに任せたいほうが、より安全です。

当町が、自主防災組織結成の推進に取り組み始めたころには、自主防災組織の活動中に、万が一けがをした場合、法的な保険等の補償があるのかといった質問が数多くありました。法律に基づいて委嘱されている消防団員と異なり、その名のおり、自主的な防災活動に対しては、公的な保険等の補償はございません。義務的な

消防団員の役割には常に危険が伴いますが、けが等の期間が伴う活動は、自主防災組織の役割には含まれていないということのようです。私自身も納得はしていませんが、今はそう理解するよう努めているところです。

自主防災組織と消防団、分団は、その役割や組織の形態、構成などが異なります。今後は自主防災組織の役割と消防団、分団の役割分担をより一層明確にしつつ、密接な相互連携を図りながら、地域の防災、減災に取り組んでいただくことが重要であるのではないかと考えております。

私からは以上です。

○議長（小井土哲雄君） 竹内消防課長。

（消防課長 竹内好則君 登壇）

○消防課長（竹内好則君） 私から、消防署、消防団の役割と活動状況についてお答えいたします。

消防署の役割は、火災、救助、救急等の各種災害に対応しております。特に、近年増加しております救急業務においては、町内に消防署があることから、短時間に救急現場に到着でき、住民サービスにつながっていると言えます。

消防団につきましては、防災面での訓練と、経験を積んでいることから、発災直後、人命救助や初期消火等、早期の対応が可能となります。このことにより、地域の安全確保のために大きな役割を果たしていると思います。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） ただいまの池田るみ議員の質問とかぶりますが、災害発生時の役場の初動体制とその訓練状況及びその成果をお聞かせください。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） お答えいたします。

役場職員の訓練につきましては、毎年、非常参集訓練が主な状況でございました。被害――、例えば休日ですとか、夜間、何も事前に周知なしにお知らせをするわけですけれど、そういったときにどのくらいの人数の職員がどのくらいの時間で集まってこれるのかというのを点検しながらやってきているところでございます。オクレンジャーというツールを使いまして、何の事前の予告もなしに発信するわけですが、やはり確認がすぐにはしていただけない職員がいたりとか、そういった職員

には、後日連絡をとりまして、場合によっては携帯を機種を変えてしまったとか、それで連絡がなかったというような職員もいたりするので、そういったときにはすぐ登録を変更するようというような対応をとってきて、まずは連絡がとれるように、すぐ参集できるようというような訓練をしてきております。つい先日、新庁舎に移りまして、初めて火災、避難訓練です。消防の避難訓練実施いたしました。実際に庁舎の中の消防施設、放水施設、水は出しませんでしたけれど、本部班を中心に消火活動までしながら、住民の皆さんについては、来ていらっしゃる住民の皆さんにはそのまま仕事を続けていただきながら、職員何人かを住民に見立てて、トイレですとか、相談室に事前のこれお知らせなしに、隠れていただきながら、各区が火災発生時はここここを回るというものは事前に、それは何も避難訓練のために定めたものではなくて、常に何か有事の際、火災発生の際には、その課はその場所を必ず確認するということのを定めまして、避難訓練、初めてやったところでは、ちょっと消防署からの公表では、シナリオができ過ぎていて、時間が非常に短く避難できていたんですけれど、ちょっとそれは事前のシナリオがよくでき過ぎていたので、ちょっとあまり参考にならないかなというような御指摘もいただいたので、次回、実施するときには、もう少しアバウトなあいまいな情報だけで、現地に沿った訓練をしていきたいなというふうに考えております。

状況としては以上のとおりで、まだまだ十分な状況ではありませんので、今後いろいろな手法を考えながら、訓練等を通じて体得していただきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） ただいまの議論にありますように、大規模災害が同時多発的に発生した場合、地域の自主防災組織や消防団の役割は重要となります。地域の自主防災組織や消防団の処遇と装備の改善についてお尋ねします。

自主防災組織の設立と行政の支援をいかに進めているかお答えください。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） 自主防災組織の設立状況と支援についてお答えをいたします。

自主防災組織の結成状況につきましては平成24年に塩野区の自主防災組織が発足した以降、現在は三ツ谷区、広戸区、平和台区、馬瀬口区、寺沢区、清万区、豊昇区の八つの組織が発足しているほか、西軽井沢区では区独自の防災計画が策定さ

れているところでございます。

自主防災組織の発足後は、それぞれ地域独自の防災マップの作成や独自の防災訓練などに取り組まれていますので、引き続きこれらの活動を支援してまいります。

災害時、あるいは非常時においては、行政と全町民の皆様がともに一致団結して乗り越えていく必要がございます。当町は、今後も引き続き、無理なく全ての区で自主防災組織が発足できるよう各区に出向き、各区それぞれのペースを優先しながら、事務的な支援及び御代田町自主防災組織活動支援育成事業補助金による助成を展開してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 役場庁舎東玄関にある段ボールの簡易ベッドがあります。役場だけではなく、人の出入りの多いエコールや各区の世代間交流センターへの展示のお考えをお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） 段ボールベッドにつきましては、業者が営業に来たときに一つ無料で置いていっていただいたものです。それをただ、いただいてしまっただけでは活用できないという状況ですので、広く皆さんにも知っていただくように、玄関のところに設置したところがございます。

その際にも、お渡ししたとおり、その業者もいくつかあるので、その業者とのということではございませんけれど、自主防災組織や各区等にも複数設置していきたいというふうには考えておりました、特に、先ほども申し上げました自主防災組織設立されたところは、毎年避難訓練も独自の避難訓練もやっていただいておりますので、その場で段ボール、実際の段ボールの中から出して組み立てる、そして終わったらまたたたんで、同じ段ボールにしまうというようなのも訓練の一つとしてメニューに含めていけるのかなというふうに考えておりますので、今後の展開としてはそんなことをちょっと予定しているところがございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 消防団についてお聞きします。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、通称、消防団支援法を当町では具体的にどのように取り組んでいるかお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 竹内消防課長。

○消防課長（竹内好則君） お答えいたします。

御代田町では、ポンプ操法大会を通じ、各分団が小型ポンプ操法の練習に励み、実際の災害現場での対応能力の向上を目指しております。

また、幹部研修として班長以上と女性団員を対象に、救命講習を行っております。これは、地域防災のリーダーとしての基礎知識及び消防技術の習得を目的としております。

新入団員につきましては、新入団員研修を受講し、消防団員の心得と消火栓やホースの取り扱いなど、消防団員に必要な知識と技術を学びます。

月に1度、分団長以上の幹部が参加する幹部会議を実施し、行事や訓練について確認するとともに、各分団の現況につきまして、消防団と事務局で情報を共有しております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 消防団の出動手当、公務災害補償、退職金などの処遇と装備の改善はどのような状況かお聞かせください。

○議長（小井土哲雄君） 竹内消防課長。

○消防課長（竹内好則君） お答えいたします。

まず、出動手当につきましては、平成29年度から消防団員が会議、訓練、行事等に従事したとき、または、火災、台風等の災害及び行方不明者の捜索に出場したときに基準を定め支給をしております。支給月は12月と3月の年2回ございます。

続きまして、公務災害についてでございます。御代田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の中で、公務による災害について、被害を補償すると定められております。御代田町消防団員公務災害補償条例に基づき支給しております。

また、退職金につきましては、御代田町上級消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に定められた支給額を、5年以上消防団に在籍し、退職したものに対して支払っております。

続きまして、装備についてでございます。

まず、各分団に配備されております可搬ポンプですが、補助金等を利用しながら順次更新を進めております。

また、安全長靴、ヘッドライト、防寒着なども全員分整備するなど、個人装備も改善を図っております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 災害の発生時のみならず、日々地域で予防消防に活躍する消防団員の確保に向けての施策をお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 竹内消防課長。

○消防課長（竹内好則君） お答えいたします。

まず、過去5年間の団員数の推移をお示しします。

条例定数300名に対しまして、平成27年度303名、平成28年度は298名、平成29年度295名、平成30年度293名、令和元年度287名となっております。

現在、団員募集のポスターの掲示をしているほか、幹部会議において、団長を中心に、各分団長に団員募集をお願いしております。

消防団員の確保や消防団活動に積極的に協力いただいている消防団協力事業所数は平成31年4月1日現在、町内12件となっております。

また、信州消防団員応援ショップとして11件の店舗に御登録をいただき、消防団員に対しまして各種サービスをいただいております。このように消防団員が活動しやすい状況を地域の皆様がつくってくださっていることを町民の方々に周知し、団員の増加につなげられるように取り組んでまいります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 行方不明者捜索など、手数が必要な緊急対応には消防団員が重要な役割を果たします。

そのことを踏まえて、小園町長の消防団員確保に向けた所見をお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 十分な準備がない中での答えになりますが、御了承ください。

何といたしましても消防団の皆さんは町の防災における一つの重要な役割を担っていただいているということでございます。

また、例えばですけれども、先日、ラッパとポンプ操法の県大会があって、ラッパは3年連続で県大会に行ってくれましたけれども、そういったところで団員との交流をする中で、こういうことで実は団員の方に我慢をしてもらってるところがあるんだとか、いくつか生の声を伺うこととなり、そういった声の中から、町としてどんなことができるのかなということも、今少し考えているところでございます。

そういったことで、まずは何といいますか、なかなか一人一人の報酬を改善していくということが簡単にできるかという、なかなかそういう情勢にないかもしれませんが、ただ、団員の方の処遇を改善し、町がしっかりと皆さんのことを見てますよというようなことを表現していく中で、そういったことが団員の確保に間接的につながっていくのではないかなと思っているところでございます。何て言いましても、私自身が消防団員の経験がないというところで、自分自身、ちょっと無念に思っているところもあるんですけれども、その分、どういったことで団員確保できていくのかということを実際に検討してもらいたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 町長、消防団への理解はより深めたということですが、この本会議のメンバーの年齢構成をみると、町長が一番消防団員に近いんじゃないかなというふうに思います。

そこでぜひ、来年のポンプ操法大会の訓練にぜひ選手として参加してもらおうと、消防団への理解がより進むかと思いますが、そのことについての前向きな回答をお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） 思ってもみないアイデアをいただいたところでございますけれども、非常にすいません。あまり四角四面な答えになるかもしれませんが、かえって足手まといになっても、ちょっとそれはそれで趣旨にあわないということもございません。

ただ、いろいろ経験させていただくということを皆さんの御負担になり過ぎない範囲でやれることは重要かなと思っているところであります。

また、今おっしゃっていただいたみたいに、来年ポンプ操法の大会、こちらでや

るということでもありますので、もう一度、大会の趣旨でありますとか、今までの町がこの大会に向けてきた力というか、思いというか、そういったところも再確認する機会がこれから出てくるし、そういうものをつくってまいると。

そういった中で、消防団、また消防団員への理解をより深めていくということにつながるかと思っておりますので、いろいろ勉強させていただきたいということでお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 今、足手まといという話がちょっとありましたけど、実は私も副町長、分団長のときに指揮者をやりましたので、決して足手まといにはならないかと思っておりますので、機会を見つけて御参加ください。

それでは、引き続き2件目の質問に入ります。

町職員の仕事改革、働き方改革であります。平成26年6月に閣議決定された日本再興戦略に、働き過ぎ防止のために取り組み強化が折り込まれ、活動チームの一つに働き方改革休暇取得促進チームができました。長野県は、長時間労働の削減や休暇取得の促進、多様な勤務制度の導入の働き方改革を進めるために。仕事改革・働き方改革プロジェクトチームを発足させて活動しています。

このような状況の中、当町でも職員の業務の効率化の一環として、仕事の抜本的な見直しなど、どのように進めていくかお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） お答えいたします。

昨年の4月1日現在で、当町の職員数は全国の同規模市町村の平均と比べますと、一般職の職員数は14.15人下回っております。昨年4月の時点では、一昨年の16.54人よりは2人ほど改善されておりますが、本年度、残念ながら、既に2人の自己都合退職がありましたので、今年の4月1日時点の調査結果はまだ国から示されておりませんが、思うように職員増が図られていないという状況にあります。

昨今の地方分権の推進や住民ニーズの多種多様化に伴い、年々増加を続けている事務事業量に対応しなければならない一般職の職員不足を補うために、本来は一般職が行うべき事務事業について、多数の臨時職員を雇用して対応している状況にご

ございます。

内堀議員が御質問の、県を見習っているわけではございませんが、来年4月から移行します会計年度任用職員制度に対応するため、各課が担っている事務事業が、適格に各係に配分されているのか、さらには各係内において、一人一人の係員に適正に仕事量が分配されているのか検証した上で、職員が多いのか少ないのか、仕事量に見合った職員配置について検討するよう、昨年度から仕事量と職員数について、今般的な見直しに取り組んでいるところでございます。

30年後、40年後の職員の年齢構成を見据えて、現在のようなばらつきのある50代以上の職員の年齢ピラミッドとならないよう、適正な人事管理と並行して、組織改革を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） サービス残業を含む時間外勤務の実態と時間外勤務減少に向けた改善の手法として、ペーパーレス化、ICT化の積極的な活用をいかに考えるかお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） お答えいたします。

人事院規則の一部改正を踏まえまして、職員の区分に応じた時間外労働の上限、例えば臨時的な特別の事情がなければ、月45時間、年306時間を超えることはできないなどについて、今年度中に町条例の一部改正が必要となりました。

これまで当町は、災害時の非常時対応などの特別な場合を除き、これらの上限を超える時間外労働はございません。

時間外勤務の減少に向けた取り組みにつきましては、平成23年6月から毎週水曜日をノー残業デイとし、原則として午後6時までに退庁するように促してきていましたが、最近はこれも形骸化しておりました。本年5月に総務省からゆう活、夏の生活スタイル変革の実施について通知がありまして、職員の長時間労働の是正やワークライフバランスの推進について、より一層取り組むよう依頼がありました。

ゆう活とは、明るいつまのうちに仕事を終わらせる生活スタイルを指すゆう活という造語です。この通知の中で、ゆう活の趣旨に即した取り組みの例がいくつか示されましたので、本年8月をノー残業月間とし、各課内における係官の協力や課を

またいで協力し合いながら、原則として時間外勤務を行わず、17時30分には退庁できる環境づくりを各課長等に依頼しました。

これにあわせて、形骸化しておりました毎週水曜日のノー残業デーも改めて周知したところでございます。

ペーパーレス化につきましては、新庁舎の移転にあわせて、コピー機と印刷機を集約し、台数を減らしたほか、職員各自のパソコンデータから直接ファクスの送受信ができるようシステムの改修をしてきたところでございます。

また、ICTの積極的な活用につきましては、こちらは今後の課題ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 次の質問に移ります。

内閣府では、仕事と生活の調和、いわゆるワークライフバランスを次のように解説しています。誰もが働きやすい、充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て、介護の時間や家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持つ健康で豊かな生活ができるよう、今こそ社会全体で仕事と生活の双方の調和を実現していかなければならない。このことは、役場に限らず、社会全体の課題です。

当町では、職員の総労働時間の短縮に向けた取り組みをどのように進めているかお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） 総労働時間短縮に向けた取り組みについてお答えをいたします。

ワークライフバランスの推進及び働き方改革は、全ての職員が健康で生き生きと働き、成長し、その能力を最大限発揮することにより、施策の質や行政サービスを向上させるために不可欠であるとされています。また、ワークライフバランスを実現できる職場づくりは、管理職員の強いリーダーシップのもと、職場の全員が一丸となって働き方改革の取り組みを強力に推進し、その後も継続して定着を図っていく必要があるとされております。

国の資料を見ますと、ポイントとして、効率よく働くことを評価することが上げられております。遅くまで職場に残って仕事をしていること自体が評価されるのではなく、限られた時間で効率よく働くことこそが評価されるということを組織とし

て明確に職員に示すことが重要だとされております。

いずれにしましても、行政サービスの向上につながらなければ取り組む意味がございません。地方公務員の勤務時間は法令により定められておりますので独自の取り組みはできません。今後、国や県に準じた取り組みの推進を考えていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 続けて、有給休暇消化に向けた取り組みをどのように進めているかお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） 有給休暇消化に向けた取り組みについてお答えをいたします。

平成30年の有給休暇の取得状況は、1年に付与される日数20日でございますが、このうち職員1人当たりの平均は9.27日の取得となっております。この取得状況につきましては、御代田町人事行政運営等の状況といたしまして、毎年広報やまゆり12月号で公表しているところでございます。

特に、近年は、全国的にも療養休暇を必要とする職員が増えているということが大きな問題となっております。長野県は、職員1人当たりの平均10日以上取得ということを進捗しておりますので、当町もそれに順次、心と体のリフレッシュに有効な年次休暇の取得の推進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 有給休暇取得に向けての一つの方策として、夏季休暇、夏休みの連続取得などが考えられます。今年のお盆の最中に、私も役場に來たんですが、そこそこの職員が休んでいるなというような印象で、非常にいいことだなという印象を受けました。

そこで、夏季連続休暇を長野県の例にならって、土曜日からぐるぐると回った日曜日までの連続取得を促すようなお考えはあるかお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） 夏季における休暇の連続取得についてお答えをいたします。

夏季、お盆につきましては、各係内で話し合いながら、交代で休暇を取得しているという状況です。人数の少ない係もありますので、土日を含めても3日から4日

の連続が限界かと思えます。長野県には、土日祝日を含めて10日以上の連続休暇の取得を促す制度がありますが、住民に身近な小規模市町村の現状では、各課、各係と、業務内容の都合もございまして、夏季、お盆における連続休暇の取得を促すことは難しいというふうに考えております。

職員の仕事改革、働き方改革の推進につきましては、町民の皆様への質の高いサービス提供による還元につなげなければなりません。国からも同様の指針が示されていますので、できる範囲で取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 本会議メンバーで役場以外の仕事の経験のある町長自身が考える業務の効率化、休暇の取得率の向上について、その所見をお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

私自身の経験ということから言うと、2000年に新聞社に入って、17年間ですけど、ワークライフバランスのかけらもないような仕事の仕方をしてきておりました。実際、町長になってからどうかというと、それに拍車がかかっているというのが現状であります。

ということで、個人の経験からどうこうということが、実は考えにくいところがあるなというのが、非常に正直な心情の吐露としてはあります。

なんです、業務の効率化をどういうようにしていくかということ、やはり職員の仕事ぶりを見てみると、効率的に仕事ができているその割合というのは結構ばらつきがあるのかなというような気はしています。逆にいうと、効率的にできている人もいるというわけでございます。

そういったことを、役場内に置くのか、それとも役場外の誰かということかわかりませんが、ロールモデルが存在するのは間違いないわけでもございまして、しかも、先ほどちょっと答弁にありましたけれども、この効率的にやるということがいいんだというような価値観を役場内で啓発していくと。まずは価値観の醸成です。効率的にやれていることがいいんだということを根付かせるということ。

具体的には、どういった働き方があるのかということをそれぞれ皆さんで共有していくと。私、7月20日何日からか、役場内で平日は毎日私のほうから町長の一言と

いうのを発して、毎日私の今考えていることというのを紹介しているところで、最近では会議資料の間違いをなくしていきましょうとか、例えばそんなようなことを書いたり、ちょっと前だと龍神まつりについての所見を書いたりとか、いろんなことを書いていっていますけど、私自身、これから業務の効率化ということ勉強し、取り組んでいきたい、勉強し、それを町長の一言に書いていくというのも一つの価値観を根付かせる一つの方法かなと思います。

あと、優秀な起業家の方と最近、それなりに交流する場面があって、その中で一つ、これはそうかもなと思うのは、やはり各人の仕事をたこつぼ化してしまうと、結局その人がいないと、ほかに問い合わせに答えられる人がいないので、その人が出続けなきゃいけないという、何かそういう雰囲気があるような部分があるかなと思います。

やはり、仕事はチームでやっていますので、そのチームを単位としてどういうふうに組み立てていくのかということを考えなきゃいけない。

あともう一つは、年度の当初に係の仕事の分担というのはある程度決めて取り組むわけですが、年度の当初の状況と今日現在の状況って意外と違うことがあります。特に、私がある係、一つ非常にいろいろ仕事をしていただきたいということである係があるんですが、私の重点的にやってほしいものが全部その係になぜか固まっていたりとか、そういうことがありますので、年度の途中でも、そういった分担を柔軟に組みかえて、仕事を係だけじゃなくて、もうちょっと課全体で分担し合えとかそういったことを、ある意味、これから経験をしていって、それを役場内に水平展開していく、ほかの課にも展開していくと、そういうようなことができるんじゃないかなというふうに思っています。

休暇の取得についても同様だと思います。やはりカバーし合うということが大事だと思います。やはり、個人個人が出てこなきゃいけないというふうになるとなかなかそれは休めませんが、やはり担当というのを形骸化したような形でのオーバーラップではなくて、本当に3人なら3人でその業務にそれなりに平等に取り組んでいるというようなことがあったほうがいいのか。その結果、1人が休んでもほかの2人がカバーできますよと、そういったことをもう少し真剣に考えていかないと、ここから先、休暇の取得を進めることは難しいんじゃないかなというふうに思っていますので、そういったことを少し、今、毎週木曜日に理事会とい

うのも復活させておりますが、そういったところでも討議して、本当に職員の皆さんが休めることを考えていく。その結果として、町内のほかの民間企業にもそれがいい意味で波及して行って、町全体が仕事と生活のバランスがあっている、まさにワークライフバランスがしっかりあった町に町全体がなっていくということが最終的な目標になっていくと思いますので、まずは隗より始めよということで、役場から率先してやっていくことかなと思っております。

まともりませんでしたけど、以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告4番、内堀喜代志議員の通告の全てを終了します。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。あすは引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時10分